

(予 算)

令和2年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要	2
------------------------	---

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について	
(1) 輸出国における衛生対策	10
(2) 輸入時(水際)における衛生対策	11
2. 検疫業務関係について	
(1) 検疫業務における水際対応(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて)	12
(2) 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施	13
3. 食品の安全確保対策について	
(1) 食中毒発生時・予防対策	14
(2) 食品等の監視指導	20
(3) 食肉・食鳥肉の安全対策	21
(4) 食品中の放射性物質への対応	25
4. 食品に関する規格基準の策定等について	
(1) 食品中の残留農薬等の対策	27
(2) 食品中の汚染物質等の対策	28
(3) 食品添加物の対策	30
(4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策(法改正事項以外)	34
(5) 健康食品の安全性確保	35
(6) 遺伝子組換え食品等の安全性確保	36
(7) その他	38
5. その他食品関係	
(1) カネミ油症対策	40
(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力	43
(3) 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション	45
6. 生活衛生行政について	
(1) 生活衛生関係営業等への対応について	46
(2) イベント民泊ガイドラインの改訂について	48
(3) ハンセン病に関する正しい知識の普及について	75
7. 水道行政について	
(1) 水道事業関係予算について	76
(2) 改正水道法について	78

(予 算)

令和2年度 生活衛生・食品安全関係予算案の概要

令和元年12月

厚生労働省医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全部門）

1. 食の安全・安心の確保など

154億円（147億円）

※他省及び他局計上分を含む

（1）残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進【一部新規】

15億円（13億円）

残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を計画的に進める。特に、欧米等の基準との整合性を考慮し、ポジティブリスト制度（※）を導入する食品用器具・容器包装の安全性の確認及び規格基準の策定を推進する。

※ ポジティブリスト制度：原則使用を禁止した上で、使用を認める物質をリスト化するもの

（2）HACCP の制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等【一部新規】

560百万円（605百万円）

※他省計上分を含む

平成30年改正食品衛生法により、全ての食品等事業者に対しHACCP（※）に沿った衛生管理が制度化されるため、業種別手引書等によるHACCP導入支援及び相談支援を行う。

また、食品等事業者による営業許可申請等の行政手続コストの削減、食品リコール情報の一元管理等の観点から、引き続き電子申請等の共通基盤システム整備を進める。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

（３）検疫所における水際対策等の推進

１２０億円（１１６億円）

① 観光立国推進に対応した検疫機能の強化【一部新規】

１２０億円の内数（１１６億円の内数）

「観光立国推進計画」及び「明日の日本を支える観光ビジョン」（訪日外国人旅行者を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とするなどの目標）や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人員の確保や多言語翻訳タブレット等の体制整備を行う。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

１２０億円の内数（１１６億円の内数）

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

（４）食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

１４億円（１２億円）

① 食品に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進

９百万円（９百万円）

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進

９４２百万円（７８７百万円）

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、平成 30 年の食品衛生法改正、食品の輸出入の拡大、新たな食品生産・加工技術の進展等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

４２７百万円（４２７百万円）

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。また、健康実態調査等の支援施策を円滑に実施するため、患者情報の管理及び記録を標準化する基盤整備を進める。

(5) 食品衛生法改正事項の円滑な実施【一部新規】(再掲)

677百万円(663百万円)

※他省計上分を含む

HACCP に沿った衛生管理の推進、営業許可制度の見直し、食品用器具・容器包装のポジティブリスト化などの平成30年食品衛生法改正事項を円滑に実施する。

(6) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応【一部新規】(再掲)

127百万円(26百万円)

※他局計上分を含む

令和元年11月に成立した農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、政府一体となって更なる輸出拡大を図るため、輸出施設認定や証明書発行の迅速化等に取り組む。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

611億円(655億円)

※他府省計上分、臨時・特別の措置分
及び災害復旧費等を含む

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の強靱化・広域化を図り、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、非常用自家発電設備の整備をはじめ、土砂災害・浸水災害の対策のための施設整備、水道事業のIoT活用等を進める。

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

52億円(50億円)

生活衛生関係営業における生産性向上を推進するため、生産性向上ガイドライン・マニュアルの更なる普及・定着とそれを活用した個別相談等や、最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係営業者に対する収益力向上に関するセミナー等を実施するとともに、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

4. 復興関連施策（復興庁計上）

- 食品中の放射性物質対策の推進 98百万円（198百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

- 水道施設の災害復旧に対する支援 81億円（90億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- 被災した生活衛生関係営業者への支援 423百万円（329百万円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

令和2年度 生活衛生・食品安全関係予算案総括表

1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 予 算 (案) (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B)－(A)	対 前 年 度 比 率 (B)／(A)
1 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,343 > 1,343	< 1,524 > 1,524	< 181 > 181	113.5% 113.5%
(1)残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,028 > 1,028	< 1,044 > 1,044	< 16 > 16	101.6% 101.6%
(2)食品用器具・容器包装などの安全確保対策の推進	< 230 > 230	< 362 > 362	< 132 > 132	157.4% 157.4%
(3)食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 40 > 40	< 40 > 40	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(4)健康食品の安全確保対策の推進	< 46 > 46	< 79 > 79	< 33 > 33	171.7% 171.7%
2 HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等	< 605 > 582	< 560 > 337	< △ 45 > △ 245	92.6% 57.9%
(1)食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 151 > 138	< 219 > 209	< 68 > 71	145.0% 151.4%
(2)輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 454 > 444	< 341 > 128	< △ 113 > △ 316	75.1% 28.8%
3 検疫所における水際対策等の推進	< 11,559 > 11,559	< 11,970 > 11,970	< 411 > 411	103.6% 103.6%
(1)観光立国推進に対応した検疫機能の強化	< 11,559 > 11,559	< 11,970 > 11,970	< 411 > 411	103.6% 103.6%
(2)輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	< 11,559 > 11,559	< 11,970 > 11,970	< 411 > 411	103.6% 103.6%
4 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,223 > 436	< 1,378 > 436	< 155 > 0	112.7% 100.0%
(1)食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(2)食品の安全の確保に資する研究の推進	< 787 > 0	< 942 > 0	< 155 > 0	119.7% —
(3)カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 427 > 427	< 0 > 0	100.0% 100.0%
5 食品衛生法改正事項の円滑な実施(再掲)	< 663 > 663	< 677 > 477	< 14 > △ 186	102.1% 71.9%
6 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応(再掲)	< 26 > 26	< 127 > 75	< 101 > 49	488.5% 288.5%
合計(一般会計)	< 14,730 > [7,633] 13,920	< 15,433 > [7,903] 14,267	< 703 > [270] 347	104.8% 103.5% 102.5%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	198	98	△ 100	49.5%
----------------	-----	----	-------	-------

注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。

②. 上段< >は他省及び他局計上分を含む。

③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の[]は検疫所の人件費分。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 65,489> 55,701	< 61,054> 50,318	△ 5,383	90.3%	
1. 施設整備費等(※)	< 65,392> 55,604	< 60,958> 50,222	△ 5,382	90.3%	臨時・特別の措置分を含む
(1)水道施設整備費補助	< 21,749> 11,964	< 18,749> 8,016	△ 3,948	67.0%	
(2)指導監督事務費	< 53> 50	< 53> 50	0	100.0%	・指導監督事務費
(3)補助率差額	1	1	0	100.0%	・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
(4)災害復旧費(東日本大震災を除く)	356	356	0	100.0%	・水道施設災害復旧事業
(5)調査費	33	33	0	100.0%	・水道施設整備事業調査費等
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	43,200	41,766	△ 1,434	96.7%	・生活基盤施設耐震化等交付金
2. 水道安全対策等	97	96	△ 1	99.0%	1. 水道水源水質対策の推進 9 2. 新水道ビジョンの推進 42 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 18 水道水質管理向上対策費 3 官民連携等基盤強化支援事業費 10 水道の基盤強化方策推進費 5 水道施設強靱化推進事業 6 3. 水質管理等強化の推進 14 4. 給水装置対策の推進 16 5. 災害時の初動対応の強化 3 6. その他(国際分担金など) 12

(※)上段< >は他省庁計上分を含む。

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

事 項	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
水道施設の災害復旧に対する支援	8,996	8,099	△ 897	90.0%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 8,099

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	令和元年度 当初予算額 (A)	令和2年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比率 (B)/(A)	備 考
生活衛生関係営業の活性化や振興など	4,964	5,193	229.178	104.6%	
1 生活衛生金融対策費	3,634	3,829	195.178	105.4%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 1,150億円〕
2 生活衛生関係営業行政経費	1,328	1,363	35	102.6%	
(1) 生活衛生等関係費	155	184	29	118.7%	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	148	138	△ 10	93.2%	生活衛生関係営業における生産性向上 推進事業129百万円
イ 建築物環境衛生管理対策費	7	46	39	657.1%	ビルクリーニング分野における外国人材受 入関係予算 39百万円
(2) 生活衛生営業対策費	1,173	1,179	6	100.5%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,155	1,156	1	100.1%	生活衛生関係営業収益力向上事業 80百万円
イ ビルクリーニング業における外国 人材確保事業	18	15	△ 3	83.3%	
ウ ビルクリーニング分野技能習得支援 事業費補助金	0	8	8	—	
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係営業業者への支援 (復興庁計上)	329	423	94	128.6%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	329	423	94	128.6%	

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。

(1) 輸出国における衛生対策

従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び発生防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。
- 平成30年度は、オーストラリア、オランダ、トルコ及び南アフリカについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。
また、アイルランド産、英国産、カナダ産、スペイン産及び米国産牛肉について、対日輸出食品の管理状況等の現地調査を実施した。
- 令和元年度は、12月末時点で、タイ産おくら及びマンゴー、フィリピン産バナナについて現地調査を行い、残留農薬に係る管理体制について調査を行った。
また、スペイン産牛肉、フィンランド産牛肉及びデンマーク産牛肉加工品について、相手国政府とBSEに係る対策について協議を行い、現地調査により対策等に関して確認を行った。

今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証等により輸出国段階における衛生管理をより一層推進する。
- 改正食品衛生法の施行に向け、HACCPによる衛生管理の措置が輸入要件となる獣畜及び家きんの肉及び臓器の輸出国や、衛生証明書の添付が求められる乳及び乳製品、ふぐ並びに生食用かきの輸出国に対して、二国間協議等を進めるなど輸出国段階での衛生管理対策の推進を図っていく。

(2) 輸入時（水際）における衛生対策

従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、食品衛生法違反が確認された輸入食品等については、必要に応じて検査率を引き上げて検査し、さらに食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。
（注）モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。
- 平成 30 年度には、約 248 万件の輸入届出に対して、206,594 件（モニタリング検査 56,036 件（延べ 99,920 件）、検査命令 60,373 件、指導検査等 91,834 件の合計から重複を除いた数値）を実施し、そのうち、780 件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

今後の取組

- 引き続き、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施するとともに、検査結果等に応じて検査の強化を行う。
また、食品衛生法違反を未然に防止するため、輸入者に対し、輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導を行うほか、輸入前指導を一層推進し、自主的な衛生管理の推進を図る。

都道府県等に対する要請

- 次に掲げる 3 点をお願いする。
 - ① 国内で流通する輸入食品については、「輸入食品監視指導計画」のほか、厚生労働省ホームページ等に掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。
 - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省、関係都道府県等に連絡すること。
 - ③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

2. 検疫業務関係について

(1) 検疫業務における水際対応（2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて）

①国際的に脅威となる感染症への健康監視の的確な実施

従前の経緯

- 検疫所は、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づき感染症の国内侵入を防止するため、感染の疑いがある者のうち、停留されない者について健康監視を実施している。
- 平成 30 年度健康監視実績は 41 件である。

都道府県等に対する要請

- 各検疫所において把握した健康監視対象者に関する情報は、各検疫所から当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等に連絡しており、該当する都道府県等においても、その後の健康状態に応じて、適宜、連携し対応いただいている。
- 本年は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会があり、訪日外国人旅行客が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。

②感染症患者等の搬送手段の確保

従前の経緯

- 検疫所は、一類感染症の疑似症患者等が発見された場合、検疫所長は隔離・停留のため感染症指定医療機関まで当該疑似症患者等を搬送することとなっている。
- 離島内で発見された一類感染症の疑似症患者等について、島外の特定または、第 1 種感染症指定医療機関までの搬送手段の適切な確保が求められているが実施が困難な状況について総務省行政評価局より指摘を受けている。

都道府県等に対する要請

- 離島からの一類感染症の疑似症患者等の搬送手段については、搬送の可能性を含め、消防庁等と引き続き協議を行っているところである。
- 本年は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会があり、訪日外国人旅行客が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えている。今後検疫所より都道府県等に対し離島からの一類感染症の疑似症患者等を適切に搬送できるよう相談したいと考えており、ご協力をお願いしたい。

③その他

都道府県等に対する要請

- 生存者を乗せた国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した場合、検疫所は、保健所と連携し生存者の健康状態の確認を実施している。
- 今後とも国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した生存者が確認された場合は各都道府県等と各検疫所が連携し、健康状態の確認をお願いする。

(2) 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施

従前の経緯

- 都道府県等が検疫飛行場以外の地方空港に、国際チャーター便を誘致する場合においては、検疫感染症患者等を発見した場合など非常時の体制を整備すること等について関係者と連携し国際チャーター便の検疫対応を行っている。

都道府県等に対する要請

- 今後とも検疫飛行場以外の地方空港の国際チャーター便の検疫対応については、検疫所は非常時の体制の整備について各都道府県等関係者と連携し、適切な対応について引き続き、協力していただきたい。

3. 食品の安全確保対策について

(1) 食中毒発生時・予防対策

ア 感染症担当部局等や関連自治体との連携

従前の経緯

- 平成 30 年 6 月、食品衛生法を改正し、国や都道府県等が広域的な食中毒事案への対策強化のため、広域連携協議会を設置することや、厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めること等を規定した。本制度は平成 31 年 4 月に施行された。
- 食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、これまでも食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応しているところであり、「食中毒処理要領」等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有し調査を実施するよう、都道府県等に要請している。
- ノロウイルスについては、依然として食中毒患者数の半数以上を占めることから、例年、12 月の中旬頃にピークとなる傾向があることを踏まえ、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。
(注) 食品安全委員会は、ノロウイルスに関する食品健康影響評価を実施した。

都道府県等に対する要請

- 国及び関係する都道府県等間、感染症担当部局等との連携を強化するため、次に掲げる 5 点をお願いする。
 - ① 都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、特に食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においてはより緊密な、連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所との連絡及び連携体制を確保すること。
 - ② 複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならない。このため、広域連携協議会を設け、運営することにより、監視指導の実施に当たっての連絡及び連携体制を平常時から整備し、また広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めときは、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議すること。

- ③ 一般に食品を媒介とする病原体（腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、A型肝炎、E型肝炎等）を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株や解析データ等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。
- ④ 感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものと推測されていることから、感染症担当部局等と連携し、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めること。
- ⑤ 食中毒事件の公表及び調査結果の取りまとめについては、食中毒処理要領等に基づき、推定を含む原因施設を所管している都道府県等が中心となって対応すること。その他の都道府県等は、原因施設を所管している都道府県等の求めに応じて情報提供を行うなど、必要な協力を行うこと。

イ 腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等を原因とする食中毒対策

従前の経緯

【腸管出血性大腸菌食中毒】

- 腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査については、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡において、事案の早期探知、関係部門間の連携及び情報の共有等を目的として新たに、疫学情報に感染症サーベイランスシステムにて付与された番号（NESID ID）を付して管理するとともに反復配列多型解析法（MLVA 法）による解析結果を一覧化して共有を行うこととするため、その取り扱いについて定めた。また併せて、国、都道府県等関係機関の連携・協力体制を確保するため、腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査情報の共有手順等について定めた。

【カンピロバクター食中毒】

- カンピロバクターによる食中毒患者は、加熱不十分な鶏肉メニューを喫食しているケースが多いことから、平成 29 年 3 月に「カンピロバクター食中毒対策の推進について」を通知し、鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等にあつては、食鳥処理業者、卸売業者等に対して、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うことについて指導を実施している他、平成 30 年 3 月に食中毒部会における議論を踏まえて事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性などを総合的に勘案し、必要に応じて告発することについて通知をしている

今後の取組

- 牛のその他の内臓、鶏肉等の生食については、公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえ、今後の取扱いについて検討することとしている。

都道府県等に対する要請

- 鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等に対し、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うよう指導することについて、周知徹底いただきたいこと。
- 腸管出血性大腸菌による患者の MLVA 法による解析結果を一覧化して共有を行っていることから、各都道府県等においては管内で発生した患者の MLVA 型と同一でないか確認を行う等、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡に従い、情報の取り扱い、調査情報の共有等を行うこと。また、腸管出血性大腸菌の遺伝子検査手法について、反復配列多型解析法 (MLVA) に統一化してシステム解析を実施しているため未整備の地方衛生研究所においては体制整備をお願いしたい。
- いわゆるレアハンバーグ等の、加熱不十分な状態で食べさせることを想定している挽肉調理品を客に提供している飲食店等を営む事業者については、その製品の特性上、内部にまで食中毒の原因となる菌等が存在するおそれがあるため、中心部の色が変わるまで、十分に加熱する必要があることを周知徹底し、中心部まで十分に加熱するよう監視指導を徹底すること。
- 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、中心部を 75℃ 1 分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加工処理された旨や加熱方法等の必要な情報を確実に提供するよう指導をお願いします。
- 生食用食肉（牛肉）については、これまでの監視指導の結果や認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について、監視指導の徹底をお願いします。
- 悪質な事案や健康被害をもたらす事案については、その悪質性、広域性を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講ずることをお願いします。
- 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E 型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いします。
- 一般消費者に対しては、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないように、注意喚起をお願いします。

ウ 寄生虫を原因とする食中毒対策

従前の経緯

- ヒラメに寄生する *Kudoa septempunctat*（以下「クドア」という。）を原因とする食中毒の発生防止については、生産段階における適切な衛生管理が重要であり、農林水産省及び水産庁によるクドアがヒラメに寄生することを防止する取り組みを行っているが、国産の天然ヒラメを中心に食中毒事例が報告されていることから、令和元年5月に、国産のヒラメについて、クドアを原因とする食中毒の発生状況に応じて、生産地において検査を実施するよう通知した。また、輸入食品については、食中毒の原因となったヒラメの養殖業者について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施している。
- 令和元年12月に、加熱不十分な「クマ肉のロースト赤ワインソース（推定）」を喫食したことによる旋毛虫（トリヒナ）食中毒が発生した。これを受けて、野生鳥獣肉による食中毒の発生を防止するため、中心部まで十分な加熱をした上で喫食すること等について、改めて関係事業者及び消費者への指導を行うよう通知した。
- アニサキスによる食中毒について、引き続き、ホームページ、リーフレット等を活用し、予防方法（・新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。・魚の内臓を生で提供しない。・目視で確認して、アニサキス幼虫を除去する。・冷凍する（-20℃で24時間以上）。・加熱する（60℃で1分、70℃以上）。）について注意喚起を行っている。

今後の取組

- 韓国産ヒラメの輸入時の検査を適切に実施するとともに、輸出国に対し、食中毒の原因となったヒラメに寄生するクドアの原因究明及び再発防止対策等について、引き続き衛生対策の推進を要請する。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食中毒の原因食品について特定（推定を含む）した際には、十分な生産地や流通調査を実施し、国産品であった場合については当該生産自治体あて、輸入食品であった場合については国内における輸入食品等違反発見連絡票にて食品監視安全課あて、速やかに報告いただきたいこと。

エ ノロウイルスを原因とする食中毒

従前の経緯

- 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生しているため、次に掲げる措置を講じている。
 - ① ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、平成29年6月16日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。
 - ② 上記に加え、「加熱せずに喫食する食品（牛乳、発酵乳、プリン等容器包装に入れられ、かつ、殺菌された食品を除く。）については、乾物や摂取量が少ない食品も含め、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票、食品等事業者の自主管理記録票等により確認するとともに、製造加工業者が従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っているかを確認すること」を「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。
- （再掲）ノロウイルスについては、依然として食中毒患者数の半数以上を占めることから、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向があることを踏まえ、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。

都道府県等に対する要請

○ 引き続き、次に掲げる 7 点をお願いする。

- ① ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食中毒か感染症かの判断を行う前に、食品衛生担当部局と感染症担当部局においては発生当初から情報を共有するとともに、疫学的な調査マニュアルに基づいて科学的に共同調査を行うこと。
- ② ノロウイルス食中毒が発生した際には、病因物質、原因施設、原因食品、原因食材、汚染源、汚染経路等について、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」に基づき調査を実施し、その結果、食中毒と判断する場合には、ノロウイルス感染者との濃厚接触、ノロウイルス感染者の糞便若しくは嘔吐物による塵埃又は環境を介した感染等でない根拠を明確にすること。
- ③ 仕出し屋、飲食店及び旅館等におけるノロウイルスによる食中毒が多発している。これらの原因の多くは、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源と推察されていることから、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「ノロウイルスに関するQ&A」等を参考に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、予防法の周知、発生防止対策等の衛生教育を充実すること。また、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。
- ④ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、加熱が必要な食品を非加熱又は加熱不十分な状態で若齢者、高齢者その他抵抗力が低い者に対し提供しないよう事業者に対し指導すること。
- ⑤ 二枚貝等の生産自治体においては、「生食用かきを原因とするノロウイルス食中毒防止対策について」（平成 22 年 1 月 22 日付け食安監発 0122 第 1 号）に基づき、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。
- ⑥ 平成 28 年 11 月 24 日付け生食監発 1124 第 1 号「ノロウイルスによる食中毒の予防及び調査について」を参考にノロウイルス食中毒を調査すること。
- ⑦ ノロウイルス食中毒の約 8 割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、施設の責任者に対し、調理従事者等を含め職員の健康管理及び健康状態の確認を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理従事者等からの施設汚染の防止に努めるよう指導すること。

（２）食品等の監視指導

都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- 以前、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられた。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成 20 年 7 月 9 日付食安監発第 0709004 号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、お願いする。

（３）食肉・食鳥肉の安全対策

ア 食肉衛生対策

従前の経緯

- 毎年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査において、牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の調査を実施している。
- HACCP の制度化に関し、規模によらず全てのと畜場において HACCP に基づく衛生管理の実施が義務付けられることになった。併せて、と畜業者等は、衛生管理計画及び手順書の効果について、と畜検査員による検査又は試験（外部検証）を受けることが求められることになった（令和２年６月１日施行）。

今後の取組

- 食肉の衛生管理について、と畜場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 具体的には、厚生労働科学研究や諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、現在関係団体が作成中のと畜場への HACCP 導入の手引書について技術的な支援を行い、食品衛生管理に関する技術検討会での検討を行っていく。
- 厚生労働科学研究において、と畜場（牛・豚）における HACCP による管理状況の検証を目的とした HACCP 妥当性検証プロトコルを検討中。当該研究の結果を踏まえ、自治体が活用できる検証手法を提示予定。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、規模の大きい未導入のと畜場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、すでに HACCP が義務化されている国や輸出認定等において HACCP を導入している事例を参考とすること。小規模のと畜場にあつては HACCP 導入の手引書等も活用いただき、きめ細やかな助言、指導を行うこと。
- HACCP の制度化後は、食肉衛生検査所において、と畜場が作成した衛生管理計画の妥当性確認や微生物検査を含む検証などが必要になるが、これらについては科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化などの適切な実施をお願いする。
- 引き続き、次に掲げる３点をお願いする。
 - ① と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、と畜場に対する監視指導を適切に実施すること。

- ② と畜検査員に対し食品衛生監視員を補職し、と畜場に併設する食品衛生法に基づく許可施設に対する食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- ③ と畜場の枝肉の微生物汚染実態調査において、十分な衛生管理がなされていないと考えられると畜場を管轄する自治体については、枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願いする。

イ 牛海綿状脳症（BSE）対策

従前の経緯

- BSE 対策を開始して 10 年以上が経過しており、これまでの間、国内外のリスクが低下したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件といった対策全般について見直しを行ってきた。
- と畜場における BSE 検査については、平成 29 年 4 月 1 日より健康と畜牛の BSE 検査を廃止した。
- BSE に係る牛肉の輸入措置については、令和元年 12 月末時点で 15 か国について輸入を再開した。引き続き、食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえた輸入措置の見直しを行う。
- 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続き、BSE 発生国からの牛肉等の輸入手続きを停止している。
※BSE 対策の詳細については、厚生労働省医薬・生活衛生局ホームページを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html

今後の取組

- 食品安全委員会において、SRM の範囲について審議中であり、答申を踏まえて、必要な管理措置を行う予定としている。
- 輸入禁止措置を講じている BSE 発生国からの牛肉等のうち、輸出国政府から食品安全委員会の評価に必要な資料が提出された国については、現地調査などの事前調整が終わり次第、食品安全委員会に諮問し、答申を踏まえ、輸入条件の協議等を行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインを参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視指導をお願いする。
- 引き続き、SRM の除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するようお願いする。

ウ 食鳥肉衛生対策

従前の経緯

- HACCP の制度化に関し、全ての食鳥処理場において、HACCP に沿った衛生管理の実施（大規模食鳥処理場については、HACCP に基づく衛生管理）が義務付けられることになった。併せて、大規模食鳥処理場の食鳥処理業者は、衛生管理計画及び手順書の効果について、食鳥検査員による検査又は試験（外部検証）を受けることが求められることになった（令和 2 年 6 月 1 日施行）。
- 食鳥肉のカンピロバクター対策として、厚生労働科学研究や食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業の結果を取りまとめた事例集を公表した。

今後の取組

- 食鳥肉の衛生管理について、食鳥処理場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 厚生労働科学研究や実証事業、諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、現在関係団体が作成中の大規模食鳥処理場への HACCP 導入の手引書について技術的な支援を行い、食品衛生管理に関する技術検討会での検討を行っていく。
- 厚生労働科学研究、実証事業等の知見を整理し、大規模食鳥処理場における衛生管理計画作成やカンピロバクターの汚染低減対策指導の際の参考となる情報の提供を予定。
- 厚生労働科学研究において、大規模食鳥処理場における HACCP による管理状況の検証を目的とした HACCP 妥当性検証プロトコルを検討中。当該研究の結果を踏まえ、自治体が活用できる検証手法を提示予定。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、未導入の大規模食鳥処理場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、民間認証等において HACCP を導入している事例を参考とすること。また、認定小規模食鳥処理場にあつては HACCP 導入の手引書等を活用いただき、きめ細やかな助言、指導を行うこと。
- HACCP の制度化後は、食肉衛生検査所において、食鳥処理場が作成した衛生管理計画の妥当性確認や微生物検査を含む検証などが必要になるが、これらについては科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化などの適切な実施をお願いする。
- HACCP の導入指導と並行して、実証事業の結果等を参考にカンピロバクターの汚染低減化対策についても指導すること

○ 引き続き、次に掲げる 6 点についてもお願いします。

- ① 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。
- ② 食鳥検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食鳥処理場に併設する食品衛生法に基づく許可施設に対する食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- ③ 食鳥業界団体からは、食鳥検査の弾力的運用や食鳥検査手数料の軽減について要望が出されており、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における食鳥検査の実施や、恒常的に検査に係る手数料収入が経費を上回るような自治体にあっては食鳥検査手数料の見直しを進めるなど、必要に応じ、弾力的な対応に配慮すること。
- ④ 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応されたい。
- ⑤ 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。
- ⑥ 食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。

（４）食品中の放射性物質への対応

従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部と協議の上、平成 23 年 3 月 17 日に原子力安全委員会（当時）により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会等において、食品安全委員会の食品健康影響評価や、コーデックス委員会の指標が年間線量 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていること等を踏まえて、暫定規制値に代わる新たな規格基準の設定の検討を行い、食品から受ける線量の上限を年間 1 ミリシーベルトとなるように放射性セシウムの現行の基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行した。
- 地方自治体においては、国が定めたガイドラインを踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- また、国自らも食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しに関し助言を行っている。
- なお、事故以降、年 2 回、全国 15 地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムを測定するマーケットバスケット調査を実施しており、この測定結果によれば、これらの食品を摂取した人が 1 年間に受ける線量は、基準値の設定根拠である年間上限線量 1 ミリシーベルト／年の 0.1% 以下であり、極めて小さいことが確認されている。
- リスクコミュニケーションの取組としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体と共催し、全国各地で説明会を開催したほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く広報を実施してきた。

今後の取組

- これまでのモニタリング検査結果等を踏まえ、令和元年度中に令和 2 年度に向けた食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン見直しを行う予定である。
- 今後もマーケットバスケット調査等を継続して実施し、食品の安全性の検証に努めていく。
- 今後とも、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、国内外に丁寧に説明していく。

都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報誌などを活用し、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知をお願いします。
- また、引き続き国が定めたガイドラインを踏まえ、効果的・効率的な検査の実施をお願いします。
- さらに、放射性物質検査を実施した際には、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、検査計画のガイドラインにおける検査対象自治体にあっては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いします。

4. 食品に関する規格基準の策定等について

(1) 食品中の残留農薬等の対策

ア ポジティブリスト制度の円滑な実施

従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）に係る「ポジティブリスト制度」（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、平成 18 年 5 月 29 日より施行された。

- ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等については、平成 18 年以降、計画的に食品健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。

（注）令和元年末現在、ポジティブリスト制度導入時、758 件の暫定基準のうち残留基準を改正した農薬等は 472 件（残留基準を削除した農薬等 141 件を含む。）。残留基準が設定されている農薬等は、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（86 件）も含め、合計で 746 件。

- 農薬の残留基準の設定に当たっては、健康への悪影響を防ぐため、従来、慢性影響の指標である一日摂取許容量（ADI）に照らして基準値を設定してきた。一方、国際的には、ADIに加え、急性影響の指標である急性参照用量（ARfD）も考慮して基準値が設定されていることから、我が国においてもこの考え方を導入した。

食品安全委員会では、各農薬の評価に際して ARfD の設定を順次進めており、厚生労働省においても、平成 26 年度から、ARfD が設定された農薬について、実際にこれを考慮した残留基準の設定を進めている。

また、基準値設定の考え方を明確化するため、国際的な合意等を基にした食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則を策定した。

- また、農薬等の残留基準について、国際整合を推進する観点等から、農薬等の試験における分析部位を国際標準に整合した分析部位に改正することを検討しており、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」及び「カカオ豆」の分析部位を変更した。また、「もも」、「みかん」、「びわ」、「キウイ」、「すいか、まくわうり及びメロン類果実」について、今後設定する基準値は基本的に分析部位を国際標準に整合させることとしている。

- 残留基準が設定された農薬等については、基準への適合性を判定する試験法について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て開発している。

（注）令和元年末現在、約 700 件の農薬等に係る試験法を開発済み。

また、各試験機関において、告示及び通知で具体的に定める試験法以外にも、同等以上の性能を有する試験法による実施を可能とするための妥当性評価ガイドラインの一部改正を平成 22 年 12 月に行った。

今後の取組

- 今後とも、ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準が設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼するとともに、食品健康影響評価の終了したものについては、速やかに基準値設定を進める。また、ARfD を考慮した残留基準の設定についても計画的に進めていく。
- 農薬等の試験における分析部位の変更については、引き続き検討していく。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、試験法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指す。

都道府県等に対する要請

- 農薬等の残留基準に基づき、引き続き、適切な監視指導をお願いする。
- 各自治体の試験機関において、妥当性ガイドラインに沿ってそれぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。

イ 残留農薬等検査結果のとりまとめ

従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等は、監視指導計画等に基づき、都道府県等による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査が行われており、これらの結果を厚生労働省で取りまとめたうえで公表していることから、都道府県等には検査結果の報告をお願いしている。
- 都道府県等及び検疫所からの報告を受けた検査結果を集計した結果によると、基準値超過の割合は少なく、食品における農薬等の残留レベルは十分に低いことが認められている。

今後の取組

- 令和元年度も、残留農薬等検査結果の取りまとめを行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- 残留農薬等検査結果の取りまとめについては、残留農薬等のリスク管理施策を進める上での基礎となる重要なものであるため、検査結果の報告をお願いする。

(2) 食品中の汚染物質等の対策

ア 清涼飲料水の規格基準の改正

従前の経緯

- 清涼飲料水の規格基準の改正については、平成 22 年 12 月及び平成 24 年 7 月の薬事・食

品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「食品規格部会」という。）において、

- ・規格基準の枠組みの見直しを行うこと（ミネラルウォーター類の規格基準について殺菌・除菌の要否により区分し、化学物質等に係る原水基準を成分規格へ移行すること等）
- ・個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと

等を決定し、食品安全委員会より食品健康影響評価の結果を受けた各物質等の規格基準について、平成 26 年 12 月 22 日に告示が公布され、同日付けで試験法及び妥当性確認ガイドラインを通知した。

- 平成 26 年 12 月以後、評価結果が示された物質については、順次規格基準の見直しを進めているところ。近年では、平成 30 年 9 月及び令和元年 9 月の食品規格部会において、ミネラルウォーター類の水銀、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及び六価クロムの規格基準の改正等について了承されている。

今後の取組

- 今後、水銀、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及び六価クロムの規格基準改正案について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における審議を予定している。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、各自治体の試験機関において、妥当性確認ガイドラインに沿って、それぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。また、告示改正に至った際には改正内容について事業者への周知徹底をお願いする。

イ 食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の改正

従前の経緯

- デオキシニバレノール（以下「DON」という。）は、穀類（特に小麦、大麦及びトウモロコシ）に見られるかび毒であり、急性毒性としては、嘔吐、消化管、リンパ組織への障害、慢性毒性としては、体重減少などが知られている。
- 平成 14 年 5 月、国内で流通する小麦が高濃度（最大 2.2 mg/kg）の DON に汚染されていたことを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会・毒性合同部会での審議により、小麦に含有する DON の暫定的な基準値として、1.1 mg/kg を設定した。
- その後、平成 21 年 3 月、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を実施することを決定し、その評価結果が平成 22 年 11 月に厚生労働大臣に通知された。
国際的には、平成 27 年 7 月、Codex 委員会において小麦、大麦、トウモロコシ及び穀類加工品について基準値が設定された。

- 平成 29 年 9 月 22 日、食品中の DON の規格基準の設定について、食品規格部会で審議し、小麦（玄麦）について規格基準を 1.0 mg/kg 以下とすることです承された。これを踏まえて、平成 30 年 2 月 22 日に食品中に DON の規格基準を設定することについて食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行い、令和元年 12 月 24 日に評価結果が通知された。

今後の取組

- 規格基準の改正案については、今般の食品安全委員会による評価結果を踏まえて、今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会にて審議を予定している。

都道府県等に対する要請

- 告示改正に至った際は食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の内容について事業者への周知徹底をお願いします。

（３）食品添加物の対策

ア 食品添加物の指定

従前の経緯

- 平成14年 7 月、食品添加物の規制に関する国際的な整合性を図るため、次のいずれにも該当する添加物（「国際汎用添加物」）100品目（香料54品目、香料以外46品目）について、安全性評価及び暴露量評価を実施し、食品添加物として指定する方向で検討する方針が薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で了承された。

- ① 国連食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）合同食品添加物専門家会議（JE CFA）が国際的な安全性評価を実施して一定の範囲内で安全性が確認されていること。
- ② 食品に使用することが米国、EU諸国等で国際的に広く認められていること。

- これを踏まえ、必要な資料が収集された品目については、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を経て食品添加物として指定している（注 1）。

（注 1） 令和元年12月末現在、香料については、イソブタノール等全54品目を指定済み。香料以外の添加物については、42品目中（当初46品目であったが、β-カロテン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、アルミノケイ酸ナトリウム及びケイ酸カルシウムアルミニウムが対象から除外されたため、現在は42品目）、カルミンを除く 41品目を指定済み。

- これまで未指定であった国際汎用添加物 4 品目のうち、カルミンを除く 3 品目については、アルミニウムの摂取量低減が国際的に進められている状況を踏まえた対日輸出国向けに行った調査の結果、必要性が認められなくなったと考えられたことから、国際汎用添加物に該当しないものとし、平成31年 1 月、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼を取り下げ、指定に向けた取組を中断した。

- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成 8 年 3 月 22 日付け衛化第29号）及び「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年 5 月食品安全委員会）に沿って対応している。このほか、

指定等の要請者等が食品添加物の指定等に係る手続の理解を深め、要請資料を効率的に作成することを目的としたマニュアルである「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」（平成26年9月9日付け食安基発0909第2号）を発出した。

- また、平成26年6月、国立医薬品食品衛生研究所内に、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的とした、食品添加物指定等相談センター（FADCC）を設置し、同年7月より相談業務を開始した。
- 平成28年5月、食品安全委員会で香料に関する食品健康影響評価指針が定められたことを受け、同日付けで香料の指定に関する指針を発出した。また、同年6月、食品添加物の指定等の手続に係る標準的事務処理期間を食品安全委員会から評価結果が通知された日から1年とする旨の通知を発出した。
- 平成29年7月、食品安全委員会で添加物（酵素）、栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針がそれぞれ決定され、添加物に関する食品健康影響評価指針の改正に加え、加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方が同指針の附則として決定されたことを受け、同日付けで「添加物に関する食品健康影響評価指針」の改正等及び添加物の指定等の要請書に添付すべき資料に関する通知を発出した。

今後の取組

- 新規の添加物について、食品安全委員会の食品健康影響評価（注2）の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を通じて食品添加物の指定を検討する。
（注2）令和元年12月末現在、国際汎用添加物を含む5品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問している。

都道府県等に対する要請

- 食品添加物の指定や指針等について、関係事業者等に周知をお願いする。
- 食品添加物の指定等に関して、要請に関する相談があった際には、食品添加物指定等相談センターを紹介願いたい。

イ 既存添加物の安全性及び使用実態の確認

従前の経緯

- 食品添加物の指定については、食品衛生法の平成7年改正により、従来、化学的合成品に限定されていた対象を天然品に拡大するとともに、経過措置としてそれまで既存の天然添加物等を既存添加物名簿に収載して流通禁止の対象から除外した（食品衛生法平成7年改正附則第2条及び第3条）。その際の参議院厚生労働委員会及び衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成7年4月25日及び5月17日）は、既存の天然添加物について、速やかに安全性の見直しを行い、有害性が実証された場合には、使用禁止等の必要な措置を講じるよう求めている。
- その後、食品衛生法の平成15年改正を経て、平成16年2月から、既存添加物名簿に収載

された添加物について、次のいずれかに該当するときは、既存添加物名簿から削除することができる（食品衛生法平成7年改正附則第2条の2及び第2条の3）。

- ① 人の健康を損なうおそれがあると認めるとき
- ② 現に販売の用に供されていないと認められるとき

- これらを踏まえ、既存添加物については、順次、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿から削除している。直近では、平成23年5月6日に使用実態が明らかでない既存添加物として55品目（スフィンゴ脂質及びタンニン（抽出物）は一部基原のみを削除、実質53品目）を既存添加物名簿から削除しており、令和元年12月末現在、既存添加物名簿に記載されている添加物は365品目である（注3）。

（注3）平成8年4月に既存添加物名簿に記載された添加物489品目のうち、既存添加物名簿から削除された添加物は、平成28年12月末現在、124品目。具体的には、①人の健康を損なうおそれがあるものとして、平成16年10月に1品目を、②使用実態を欠くものとして、平成17年2月に38品目、平成19年9月に32品目、平成23年5月に実質53品目を既存添加物名簿から削除した。

- 平成29年11月30日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下「添加物部会」という。）において、既存添加物の削除について、実施方法等に関する報告を行い、その後実施した2回の流通実態調査結果を踏まえた削除予定添加物名簿（案）を同年10月24日に開催した添加物部会において報告を行った。さらに、平成31年2月28日に削除予定添加物名簿（10品目）（平成31年厚生労働省告示第45号）を公示し、令和元年8月27日まで削除予定添加物名簿の訂正の申出を募集したところである。

- その過程で削除予定添加物名簿から削除の申出があった1品目については理由があると認めたことから、当該品目を削除予定添加物名簿から削除し、結果として9品目を既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）から削除することについて令和元年9月18日に開催した添加物部会において報告を行っており、今後必要な手続きを行った後、既存添加物名簿から既存添加物の名称を削除する予定である。

- また、平成8年度厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、既存添加物のうち139品目は迅速な安全性の確認が必要とされた。令和元年12月末現在、135品目について安全性の確認を終了している（注4）。平成29年度より、安全性の検討を早急に行う必要がないとされた150品目のうち削除された41品目を除く109品目についても、安全性の確認を引き続き行っており、そのうち、38品目について安全性の評価が行われ、食品添加物としての使用に際しては安全性に懸念がないと評価されたことを令和元年7月29日に開催した添加物部会において報告を行った。

（注4）既存添加物名簿から削除された品目を除き、4品目が安全性の確認が未実施であり、今後確認を行っていく予定。

- あわせて、安全性及び品質を確保するため、成分規格を設定する作業を進めている（注5）。

（注5）既存添加物については、平成11年4月に公示された第7版食品添加物公定書で60品目に係る60の成分規格を、平成19年8月に公示された第8版食品添加物公定書で61品目に係る63の成分規格を、平成30年2月に公示された第9版食品添加物公定書で89品目に係る89の成分規格を収載。現在、第10版食品添加物公定書の作成に向け、作業を進めているところ（後述）。

今後の取組

- 既存添加物の削除については、流通実態が確認できなかった9品目について、引き続き

消除作業を進める。

- 既存添加物の安全性の確認及び成分規格の設定について引き続き進める。

都道府県等に対する要請

- 既存添加物名簿の改正の公示については、令和2年2月を予定している。公示内容及び経過措置の取扱いについて、適宜関係事業者等に周知をお願いする。

ウ 食品添加物公定書の作成

従前の経緯

- 食品添加物公定書（注6）については、平成29年11月30日に食品、添加物等の規格基準の第2添加物の部の全面改正を行い、改正された規格等を収載し、平成30年2月1日に第9版食品添加物公定書を作成した。なお、当該改正内容の一部に誤植等があったことから、食品、添加物等の規格基準正誤表の送付を行った。

（注6）食品添加物公定書とは、食品衛生法第11条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第19条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、その当該基準及び規格を収載するものとして、食品衛生法第21条に定められたものである。

- 第10版食品添加物公定書の作成に向けて、平成30年6月に第1回食品添加物公定書作成検討会を行い、第10版での規格基準の設定・改正等の検討を開始した。

今後の取組

- 第10版食品添加物公定書作成検討会において検討を進め、既存添加物等の個別の成分規格の設定又は改正案の結論が得られた項目については、第1回検討会で結論を得た4品目をはじめとして、順次規格基準の改正に向けた手続きを進める。
- 検討会で一般試験法の改正等について検討し、公定書全体に係る改正の必要が生じた場合、第10版公定書を作成する。

都道府県等に対する要請

- 検討会で結論を得た規格案の規格基準改正に向けた手続きの開始にあたっては、意見募集を行い実態等について確認する予定であり、意見募集を行う際には周知をお願いする。

エ 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

従前の経緯

- 従来より、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- これまでの結果では、食品添加物の摂取量については、食品添加物の安全性の確保を通じた国民の健康の保護という観点に照らし、問題がないものと認められる。

- 平成30年度の調査結果については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokutein/sesshu/index.html) で公表している。平成31年度は、6自治体（札幌市、仙台市、広島県、香川県、長崎市及び沖縄県）の参画を得て実施中。

今後の取組

- 令和2年度も、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施予定。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査への都道府県等の参画をお願いする。

（４）器具・容器包装、おもちゃ等の対策（法改正事項以外）

従前の経緯

- フタル酸エステルのおもちゃに対する使用規制については、平成22年9月、規制対象となるフタル酸エステルの種類を拡大するなど、規格基準を強化し、同年11月にQ&Aを発売した。
器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しを行うため、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル及びフタル酸ジオクチルについて、平成21年12月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、平成28年7月26日には、6物質全ての評価結果が通知されている。
- 一部の食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、近年、極めて低い用量で影響を確認したとする動物実験の結果が国内外で報告されたことから、慎重を期するため、平成20年7月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果をもって、必要な対応を検討することとしている。あわせて、消費者に対しては、妊婦や乳幼児の保護者のための食生活や授乳に関するアドバイスを含め、正確な理解のためのQ&Aを適宜更新しながら、厚生労働省ホームページで公表している。
- 再生材料は流通・消費・回収等の履歴により、様々な化学物質等が付着・混入する可能性があり、これらの化学物質が再生材料を使用した器具・容器包装に残存して食品中に移行する可能性についても留意する必要があることから、平成23年8月及び平成24年3月、器具・容器包装部会において、どのような規制を行うべきかを議論した。その結果を受け、再生プラスチック及び再生紙の器具・容器包装への使用において関係事業者がどのような配慮をするべきかについて、平成24年4月にガイドラインを通知した。なお、同ガイドラインに基づき個別の安全性について照会があり、食品安全委員会へ意見を聴いているところである。
また再生紙を材料とする器具・容器包装のうち、水分又は油分で紙が浸される用途及び長時間の加熱を伴う用途については、再生紙の印刷インキ等に由来する化学物質が食品に移行する懸念があることから、平成25年3月に規格基準を設定した。

- 近年、ナノマテリアルの食品用器具・容器包装への使用が見られ、今後、ナノマテリアル含有製品の利用が広がることが考えられる。しかし、ナノマテリアルについては動物実験等のデータも少なく、人の健康への影響を予測するために必要十分なデータが得られていないため、ナノマテリアルに係るリスク管理の観点から、国際的な規制等の動向を把握しつつ、生体への影響や暴露などに関する情報等の基礎的なデータの収集を行っている。

今後の取組

- 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に定める器具等に関する規格基準を、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める器具等に関する規格基準に一元化するため、統合等に向けた手続きを進める。
- 器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しについては、PL 制度施行に伴い PL において管理することとする。また、海外の規制状況を考慮し食品安全委員会における評価結果と、フタル酸エステルのばく露量を推定するための溶出試験結果を踏まえて、おもちゃに関する追加規制の必要性の有無等についても検討する。
- 器具・容器包装の規格基準（告示）に定める試験法等の改正について引き続き検討を続ける。
- ナノマテリアルを利用した消費者向け製品の利用が拡大されつつあることを踏まえ、収集した基礎データ等をもとに、引き続き、ナノマテリアルの安全性対策及びリスク評価手法の基礎資料の作成を検討する。

都道府県等に対する要請

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノール A については、厚生労働省 HP に掲載された Q&A 等も活用しつつ、消費者に対する正確な情報の提供をお願いする。

（５）健康食品の安全性確保

従前の経緯

- 「健康食品」の適正な製造管理のあり方については、「『錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について』及び『錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン』」（平成 17 年 2 月 1 日付け食安発第 021003 号食品安全部長通知別添）により事業者による自主的な取組を推進しているところであり、健康食品認証制度協議会による適正製造規範の認証も行われている。
- 健康被害情報の収集・処理体制については、都道府県等に対し、「健康食品」を原因とする健康被害事例を把握したときは、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成 14 年 10 月 4 日付け医薬発第 1004001 号医薬局長通知別添）に基づき厚生労働省に報告するようお願いしている。報告を受けた厚生労働省においては、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、都道府県等と連携して消費者や事業者への

注意喚起、情報提供を行うこととしている。

- 消費者に対する普及啓発については、リスクコミュニケーションを消費者庁と合同で開催するとともに、パンフレットの配布等の取組を行っている。
- しかし、「健康食品」の摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例は依然として生じていたことから、平成 30 年に食品衛生法が改正され、新たに特別の注意を必要とする成分等を含む食品（以下、「指定成分等含有食品」という。）による健康被害情報の収集制度が規定された。
- 令和元年 5 月 20 日及び 7 月 1 日の新開発食品調査部会において、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュの 4 品目を指定成分等とすること、並びに指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出手続及び適正製造の基準を定めることについて了承された。

今後の取組

- 本年 6 月の改正食品衛生法の施行に向け、特別の注意を必要とする成分等の指定、指定成分等含有食品による健康被害情報の届出手続き及び適正製造の基準に関する省令又は告示を 2 月に公示する予定である。
- 指定成分等含有食品だけでなく、いわゆる健康食品においても、摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例について、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、消費者、事業者に対し積極的に注意喚起、情報提供を行い、必要に応じ新開発食品評価調査会等において審議を行う。

都道府県等に対する要請

- 指定成分等含有食品の健康被害情報については、企業から報告があった際については、滞りなく厚生労働省への連絡をお願いする。
- 引き続き、上述の「健康被害防止対応要領」に基づき、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事例を早期に把握して厚生労働省に報告するようお願いする。
また、各種の機会を通じて管内の「健康食品」の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該事業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄保健所へ情報提供するよう要請すること、「健康食品」による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療機関等関係機関及び消費者行政機関との連携についてお願いする。
- また、消費者への普及啓発に努めるとともに、「健康食品」による健康被害事例について、消費者や事業者に対し注意喚起、情報提供を引き続きお願いする。

（６）遺伝子組換え食品等の安全性確保

従前の経緯

○ 組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）については、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）及び「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号。以下「審査手続告示」という。）に従い、厚生労働大臣が定める安全性審査を経た旨を公表したものでなければ、我が国での流通は認められていない。

○ 遺伝子組換え食品等の安全性審査は、個別の品種・品目ごとに行われている（令和元年 12 月末現在で安全性審査を経た旨を公表しているのは食品 322 品種、添加物 44 品目）。

なお、安全性審査の実績の蓄積等を踏まえ、「食品、添加物等の規格基準」、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査手続」等の改正により、審査手続の見直しを行っている。

・平成 26 年 6 月

① セルフクローニング及びナチュラルオカレンスに該当するものは安全性審査の対象外とすること

② 安全性の審査を経た旨の公表がされた品種同士の掛け合わせ品種のうち、代謝系に遺伝子組換えによる影響がない植物同士を掛け合わせた品種について、安全性審査を経た旨の公表がされたものとみなすこと

（※）セルフクローニング：最終的に宿主に導入された DNA が、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみであるもの。

ナチュラルオカレンス：組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であるもの。

・平成 29 年 5 月

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物であって、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性のもの（以下「高度精製添加物」という。）のうち、食品安全委員会が安全性を確認した高度精製添加物（以下「審査済み高度精製添加物」という。）との同等性に係る要件を満たす旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについて、審査済み高度精製添加物と同様に、組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないものとみなすこと

○ また、微生物を利用して遺伝子組換え食品等を製造する場合には、規格基準告示の規定に基づく「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準」（平成 12 年厚生省告示第 234 号）に従い、適合確認を受ける必要がある（令和元年 12 月末現在で製造基準への適合が確認されているのは 2 施設）。

○ 昨今、新たな育種技術として、いわゆる「ゲノム編集技術」を用いて品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通し得る段階を迎えている。当該技術は導入遺伝子が残存しない等の理由により、食品衛生法上の「組換え DNA 技術」に該当しない可能性があり、その取扱いについて議論が必要とされていた。このような状況を踏まえ、平成 31 年 3 月に薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会においてこうした食品等の食品衛生上の取扱いについて報告書を取りまとめ、令和元年 9 月に「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定）を定め、同年 10 月から、まずは開発者等が厚生労働省に事前に相談する仕組みとした上で遺伝子変化の状況に応じて届出か安全性審査の対象とするという運用を開始したところ。

今後の取組

○ 引き続き、申請された遺伝子組換え食品等について安全性審査及び製造基準の適合確認を行う。

- ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、取扱要領に基づく事前相談を効果的に運用し届出や安全性審査の適切な判断を行う。

都道府県等に対する要請

- 遺伝子組換え食品等については、従来通り、原則として品目ごとに厚生労働省が行う安全性審査を経る必要があるので、事業者に対する周知徹底をお願いする。
- 国内の製造所について、遺伝子組換え食品等に係る適合確認がなされた場合、製造所を管轄する自治体に適合確認の申請書の写しを送付し、当該施設の監視を依頼するので、対応をお願いする。
- ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、昨年 10 月に施行した「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」の関係事業者等への周知徹底をお願いする。

(7) その他

ア 乳児用調製液状乳の規格基準の設定について

従前の経緯

- 乳及び乳製品については、食品衛生法に基づき乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）により規格基準を定めている。乳等省令において、乳幼児を対象とする食品として調製粉乳を規定しているが、海外で流通している乳幼児を対象とする調製液状乳（液体ミルク）については、個別の規格基準はなく、乳飲料に分類されてきた。
- 調製液状乳については、平成 21 年に事業者団体より、消費者の利便性の観点から個別の規格基準を設定してほしい旨、要望書が提出されたことから、同年に菓事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会にて改正要望の審議し、事業者団体に対して、検討に必要となる微生物増殖や保存試験に関するデータの提供を求めてきた。
- 平成 30 年 2 月に事業者団体より液体ミルクの安全性に係るデータが提出されたことから、同年 3 月 12 日に器具容器包装・乳肉水産食品合同部会を開催し、調製液状乳の規格基準案を了承、同年 8 月 8 日に省令改正等を行い、調製液状乳の規格基準を設定した。
- 平成 31 年 1 月の食品衛生法に基づく承認、同年 3 月の健康増進法に基づく表示許可の取得を経て、令和元年 12 月現在 2 社各 1 製品が市場流通している。

都道府県等に対する要請

- 調整液状乳の適切な取扱い等について、関係者等を通じ周知徹底をお願いする。

イ 酒精飲料中のメタノールに係る規制値の改正

従前の経緯

- 酒精飲料（酒精分 1 容量パーセント以上を含む飲料をいう。）中のメタノールについては、昭和 29 年 7 月 15 日付け衛食第 182 号「有害飲食物取締令の廃止について」及び昭和 60 年 1 月 31 日付け衛検第 42 号「酒精飲料中のメタノール含有量について」により、1 mg/cm³ 以上のメタノールを検出した、直接飲用に供することを目的とした酒精飲料は、食品衛生法第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱ってきた。
- 酒精飲料中のメタノールに係る規制値を 1.2mg/ml に改めることについて検討を行い、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会の意見及び内閣府食品安全委員会からの評価結果を踏まえ、通常の食習慣において人の健康を損なうおそれはないと考えられる旨の結論が得られた。

今後の取組

- 直接飲用に供することを目的とした酒精飲料について、食品衛生法第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱うものを、以下の通り改めることを通知により示す予定。
現在：1 mg/cm³ 以上のメタノールを含む酒精飲料
改正案：1.2mg/ml を超えてメタノールを含む酒精飲料

都道府県等に対する要請

- 通知が発出された際には、通知内容について事業者への周知徹底をお願いする。
なお、直接飲用に供さない製菓原料用等酒類については、従前のおりの取扱いとする予定である。

5. その他食品関係

(1) カネミ油症対策

従前の経緯

- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（以下「告示」という。）については、平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施している。
- 法附則第2条の規定に基づく対応として、平成28年4月に告示を改正し、これまでの施策に加えて、
 - ①カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること及び健康実態調査や検診の後に、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることができる体制の充実
 - ②漢方薬を用いた臨床研究を含めた更なる調査及び研究の推進

- ③油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大
 - ④相談支援員の設置を進めるとともに、相談員制度における相談員と相談支援員との相互の連携及び相談支援員に対する研修等の実施を通じて、相談に関するネットワークを構築し、カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図ること
- の4つの支援措置を新たに追加し、施策の総合的な推進を図っている。

今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの進捗状況

①健康実態調査の実施

平成27年度の調査協力者：1,441名
平成28年度の調査協力者：1,437名
平成29年度の調査協力者：1,425名
平成30年度の調査協力者：1,411名
令和元年度の調査協力者：1,384名

②油症患者の認定範囲の拡大

平成24年12月3日に診断基準を改定。令和元年12月末までの認定患者数は2,***名（うち同居家族認定は***名）

③三者協議の実施

令和元年6月29日（第14回）及び令和元年1月18日（第15回予定）に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠である。特に、患者からは予算成立後速やかに調査を実施し、健康実態調査支援金もできるだけ速やかに（遅くとも9月末までに）支払っていただくよう要請があるため、令和2年度以降も協力をお願いする。
- 令和元年度の健康実態調査においても、平成30年度の健康実態調査と同様に、油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望をとりまとめたところであり、その結果を踏まえ、該当する都道府県あて通知を発出しているため、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 同居家族認定の周知のため、令和2年度健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続の案内のための書類を同封するようお願いする。
- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者の希望等を考慮することとし、検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるようお願いする。また、油症検診の周知について協力をお願いする。
- 患者から、居住地の移転や死亡に関する連絡を受けたときは、患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係自治体やカネミ倉庫等に提供するようお願いする。
- 各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続き及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続きお願いする。
- 患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があり、平成28年度健康実態調査等事業から、相談支援に関する項目を加えたところである。これを踏まえ、各都道府県においては、この事業を活用して相談支援員の設置を進め、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員との連携を図り、適切な相談対応をお願いする。
- 第14回三者協議での合意に基づき、現在、厚生労働省において、油症患者に対する施策の一層の推進のため、国、都道府県、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社の各主体間で油症患者健康実態調査の対象者等の情報をオンラインで連携できるシステムの構築に向けた準備を進めているため、都道府県においては、事前の調整等に協力をお願いする。
- 平成28年4月の告示の改正により、新たな支援施策として追加した、カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握することができる体制の充実として、いわゆる「検診手帳」の発行を予定しているため、その際は配布等について協力をお願いする。

(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発第0027第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 平成27年1月、「平成26年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財) ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について要請した。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化等に伴う生活の場の確保に関連して、施設入所等に関する通知を再周知するため、平成28年9月16日付事務連絡「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を発出した。
- 障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者へ適切なサービスが65歳以降にも提供されるよう、平成31年1月10日付事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」を発出した。

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる５点をお願いする。
- ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に開催すること。
 - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議（地域救済対策委員会等）に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
 - ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
 - ⑤ 令和２年度８月までに、すべての被害者が６５歳に達することから、平成３１年１月１０日付事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくこと。

(3) 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条、第65条）。
 - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
 - 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
 - ※ パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。
- 《令和元年度の主な実績》
- ・ゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会：全国5カ所で開催
 - ・食品中の放射性物質に関する意見交換会等：全国7カ所で開催
 - ・輸入食品の安全性確保に関する意見交換会：全国2カ所で開催（予定）
 - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信：食中毒予防、検討会・説明会等の開催案内 等
 - ・リーフレット「日本での食事を、安全に美味しく楽しみましょう」の作成
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなどの協力をしている。

今後の取組

- 今後とも、意見交換会の開催、広報や広報資材の提供等に積極的に取り組むこととしている。
- 《令和2年度の主な予定》
- ・意見交換会の開催（食品中の放射性物質、ゲノム編集技術応用食品 等）
 - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信
 - ・ホームページの充実
 - ・パンフレット、リーフレット等の広報資材の作成

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げる。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、願います。
厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

6. 生活衛生行政について

(1) 生活衛生関係営業等への対応について

ア 生活衛生同業組合の活動等について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度より生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成 26 年度より毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する周知広報の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位のご協力により、令和元年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者及び生衛組合への情報提供や周知広報へのご配慮をお願いする。

イ 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、令和 2 年度については、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、の振興指針の改訂作業を進めている。

都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よろしくお願いします。

(2) イベント民泊ガイドラインの改訂について

事 務 連 絡

令和元年12月25日

各	〔 都道府県 市 町 村 特 別 区 〕	観光担当部局 御中	
各			〔 都道府県 保健所設置市 特 別 区 〕

国土交通省観光庁観光産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

イベント民泊ガイドラインの改訂について

令和元年12月12日付け事務連絡「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたイベント民泊の積極的な活用について」においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控える中、イベント民泊の積極的な活用について検討をお願いしたところです。

今般、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、国内外から多くの旅行者が来訪するイベントが開催される際に、ホームステイを通して開催地の住民の方々と旅行者との交流機会を創出できるよう、イベント民泊のガイドラインを別添のとおり改訂しました。（改訂の概要は別紙を参照。）

イベント民泊を積極的に活用していただくことで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大きなイベントで、開催地の住民の皆様一人ひとりに、「一緒にイベントを成功させた」という体験がレガシーとして残ることを期待しています。

都道府県、市町村、特別区の皆様におかれましては、ガイドラインの改訂内容を御了知の上、イベント民泊の更なる積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

イベント民泊ガイドライン改訂の概要

1. 通称の変更

ガイドラインの件名と全文に渡って次のとおり改訂。

【改訂箇所】※青字部分追加

＜タイトル＞ イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）

＜全文＞ イベントホームステイ（イベント民泊）

2. 交流要件の追加

イベント民泊を実施するための要件として、宿泊施設の供給不足のほかに交流機会の創出を目的とする場合を追加。

【改訂箇所】※青字部分追加

2. イベント民泊を実施できる場合

(1) イベント民泊の概要

イベントホームステイ（イベント民泊）とは、「i）年数回程度（1回当たり2～3日度）のイベント開催時であって、ii-1）宿泊施設の不足が見込まれること、又はii-2）ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、iii）開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの」について、「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とするものです。

(4) 「ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点」について

イベントの主催者、ボランティアスタッフ等の関係者に限らず、参加者、観戦者をはじめイベントの開催をきっかけに地域に訪れる方と地域住民との交流を念頭においています。必ずしも海外からの旅行者に限らず、また、首都圏等の都市部を対象から除いているわけではありません。

自宅提供者の自宅に旅行者が宿泊すること自体が交流となります。宿泊の他に食事会の開催のような特別な企画を実施することまでを求めるものではありません。

【交流事例】

- 「町のことや歴史、自宅提供者夫婦のこと、色々な会話をした。自宅提供者とは今後も交流を続けていきたいと思った。また、泊まりにきたい。（宿泊者体験）」
- 「宿泊中に、自宅提供者の家庭や地域が台風で被災したため、ボランティアとして泥かきを手伝った。（宿泊者体験）」
- 「海外からの宿泊者を受け入れた。宿泊者と近くのスーパーで一緒に買い物をし、交流を深めた。息子が宿泊者と英語でコミュニケーションを取っている姿を見て、自身も英語を勉強しようと思った。宿泊者が帰国した後も連絡は続いており、次は、宿泊者の国にも来てほしいと言ってくれる。（自宅提供者体験）」

平成 28 年 4 月 1 日
一部改訂 平成 29 年 7 月 10 日
一部改訂 令和 元年 7 月 8 日
一部改訂 令和 元年 8 月 27 日
一部改訂 令和 元年 12 月 25 日

観光庁観光産業課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

イベント民泊ガイドライン (イベントホームステイガイドライン)

1 はじめに

イベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供する行為（以下「イベントホームステイ（イベント民泊）」といいます。）の旅業法上の取扱いについては、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（旧健康局生活衛生課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課）より、別添の平成 27 年 7 月 1 日付事務連絡及び令和元年 12 月 25 日付事務連絡（以下、総称して「事務連絡」といい、令和元年 12 月 25 日付事務連絡の「（別添）」を「質疑回答」といいます。）により、考え方をお示ししているところです。

イベントホームステイ（イベント民泊）は、多数の集客が見込まれるイベントの開催時に宿泊施設が不足する地域において、その不足を解消する有効な手段であり、また、旅行者が、日帰りではなく当該地域に宿泊できるようになれば、当該地域で夕食をとったり、2 日目に当該地域の観光資源を巡るオプションツアーに参加すること等も可能となるため、当該地域の人々と旅行者との交流の促進や、当該地域における観光消費の拡大等にもつながり、観光による地方創生の観点からも有効なものと期待されています。

他方、イベントホームステイ（イベント民泊）は、本来は宿泊施設ではない施設に旅行者が宿泊するものであることから、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブル防止の観点や、衛生面、治安面に関する事故予防の観点からの配慮も求められます。

このため、今般、イベントホームステイ（イベント民泊）を積極的かつ円滑に実施いただけるよう、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する自治体において行うべき手続の内容・手順や、留意すべき事項等を以下のとおりまとめました。

内容をご確認いただき、各自治体の観光部署及び同自治体を所管する旅業法担当部署等の関係部署のほか、警察署、消防署等の関係組織と十分に連携の上、安全かつ適切に、イベントホームステイ（イベント民泊）を活用いただき、宿泊施設不足の解消と、観光に

よる地方創生につなげていただきますようお願いいたします。

2 イベントホームステイ（イベント民泊）を実施できる場合

(1) イベントホームステイ（イベント民泊）の概要

イベントホームステイ（イベント民泊）とは、「i) 年数回程度（1 回当たり 2～3 日程度）のイベント開催時であって、ii-1) 宿泊施設の不足が見込まれること、又は ii-2) ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、iii) 開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いもの」について、「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づく営業許可なく、宿泊サービスを提供することを可能とするものです。

このように、自宅提供行為がイベントホームステイ（イベント民泊）として認められるためには、上記の「i)」から「iii)」の要素により、自宅提供行為について公共性が認められることが必要となりますが、これらの各要素の考え方は、以下のとおりです。

(2) 「年数回程度（1 回当たり 2～3 日程度）のイベント開催時」について

ア イベントの開催期間について

事務連絡においては、イベントの日数について「2～3 日程度」としていますが、これはあくまで目安であり、必ずしもイベント開催期間が 3 日以内でなければイベントホームステイ（イベント民泊）として認められないということではありません（なお、別添「公募書」中（※1）のとおり、自治体は、イベント開催期間の前後の日を含めて、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間として定めることができます。）。

イベントホームステイ（イベント民泊）に旅館業法が適用されないのは、イベントホームステイ（イベント民泊）実施期間中に、宿泊者の入れ替わりがない状態（注）で宿泊させる場合について、反復継続性が否定されるためです。反復継続しない宿泊サービスの提供行為は、そもそも事業として実施されるものではなく、また、多数人が施設を入れ替わり利用することがないことから、感染症の流行等、公衆衛生に関する問題が生じるリスクも低いと考えられることから、旅館業法の適用対象外となります。

そのため、イベント開催期間が 3 日を超える場合であっても、各自治体の旅館業法担当部署において、自宅提供行為が、上記趣旨に照らして問題がないと判断できる場合には、旅館業法が適用されないイベントホームステイ（イベント民泊）として取り扱うことができます。

（注） 「宿泊者の入れ替わり」については、例えば、イベントホームステイ（イベント民泊）実施期間が 3 日間とされた場合で、同じ施設に、1 日目から 2 日目午前までは宿泊者 A を宿泊させ、2 日目午後から 3 日目までは宿泊者 B を宿泊させる場合は、「宿泊者の入れ替わり」があるため、旅館業法が適用されることとなります。他方、同じ施設に、同時に、複数組、複数名を宿泊させる場合は、「宿泊者の入れ替わり」がないため、イベントホーム

ステイ（イベント民泊）として実施することができます。

イ イベントの内容、性質について

イベントホームステイ（イベント民泊）の対象となるイベントは、必ずしも自治体が主催している必要はなく、協賛、後援しているものも含まれます。また、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施について公共性が認められるのであれば、イベントそれ自体が公共的なものである必要はありません。対象となるイベントには、地域のお祭り、花火大会等に限らず、国際会議や展示会等のビジネスイベント（MICE）、スポーツイベント、コンサートなどの音楽イベント等も含まれます（質疑回答の質問5参照）。

(3) 「宿泊施設の不足が見込まれる」について

イベント開催時に宿泊施設の不足が見込まれるかどうかの確認においては、必ずしも精緻な調査を実施する必要はありません。自治体の観光部署において、当該自治体及びその近隣自治体の宿泊施設の供給量（客室数）、イベントへの遠方からの来場者数の見込み（外国人や、他の都道府県からの来場者等）、イベントと無関係な宿泊者数の見込み、さらに過去実績等から、「宿泊施設の不足が見込まれる」と合理的に判断できるのであれば、本要素は満たされます。

【具体的事例】

必要となるイベントホームステイ（イベント民泊）の物件数の算出方法としては、当該イベントにおける宿泊希望者調査を行い、当該イベント開催月の平均稼働率から供給可能客室数を求め、宿泊施設の客室数の需給分析を行うといったものがみられます。

(4) 「ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点」について

イベントの主催者、ボランティアスタッフ等の関係者に限らず、参加者、観戦者をはじめイベントの開催をきっかけに地域に訪れる方と地域住民との交流を念頭においています。必ずしも海外からの旅行者に限らず、また、首都圏等の都市部を対象から除いているわけではありません。

自宅提供者の自宅に旅行者が宿泊すること自体が交流となります。宿泊の他に食事会の開催のような特別な企画を実施することまでを求めるものではありません。

【交流事例】

- 「町のことや歴史、自宅提供者夫婦のこと、色々な会話をした。自宅提供者とは今後も交流を続けていきたいと思った。また、泊まりに来たい。（宿泊者体験）」
- 「宿泊中に、自宅提供者の家庭や地域が台風で被災したため、ボランティアとして泥かきを手伝った。（宿泊者体験）」
- 「海外からの宿泊者を受け入れた。宿泊者と近くのスーパーで一緒に買い物をし、交

流を深めた。息子が宿泊者と英語でコミュニケーションを取っている姿を見て、自身も英語を勉強しようと思った。宿泊者が帰国した後も連絡は続いており、次は、宿泊者の国にも来てほしいと言ってくれる。(自宅提供者体験)」

(5) 「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」について

ア 判断、要請の主体

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するか否かの判断は、当該イベントの開催地の自治体が行うこととなります。したがって、その実施に当たり、国や都道府県に対し、申請などの行為を要するものではありません。

その際、観光部署（宿泊施設が不足するかどうかの確認等）と旅館業法担当部署（旅館業法に抵触しないことの確認、衛生トラブルの予防等）の連携が必要となりますが、自治体内に保健所が設置されていない場合には、予め、当該自治体を管轄する都道府県の旅館業法担当部署と相談してください。また、警察署、消防署等の関連組織にも、適宜、事前相談や情報共有を行ってください。

【具体的事例】

関係部局との連携を行った事例としては、「有事の際に旅館業法担当部局と警察署が連携した事例」、「住民票担当部局から旅館業法担当部局が自宅提供者の情報提供を受けた事例」、「観光部署が旅館業法担当部署と連携し衛生面に関するチラシを作成した事例」があります。

自宅提供者への要請行為や、これに関連する事務については、当該イベントの実行委員会や、その他の第三者に委託することができます。なお、委託する際には、当該自治体のホームページ、広報誌等において、①イベントホームステイ（イベント民泊）を実施すること、②イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に当たり要請等の業務を第三者に委託すること、③委託先事業者の名称、所在地、連絡先、④イベントホームステイ（イベント民泊）に関する当該市町村の問合先を明示することが適当です。

【具体的事例】

業務委託の事例としては、「イベントホームステイ（イベント民泊）の概要説明会の企画・運営をイベント企画会社に委託した事例」、「イベントホームステイ（イベント民泊）宿泊希望者及び自宅提供者の募集を地域の協議会に委託した事例」、「宿泊予約用 WEB サイト作成・管理を旅行会社に委託した事例」、「民泊仲介業者に、説明会の開催、自宅提供者の募集、宿泊予約用 WEB サイト作成、広告・情報発信、自宅提供者へのアンケート調査までを一括して委託した事例」があります。

イ 要請の方法、形式

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する自治体においては、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生、治安面に関する事故を予防するため、自宅提供者を把握しておくことが重要です。

そのため、自宅提供者への要請については、ホームページや広報誌等により自宅提供希望者を公募し、これに申し込んだ自宅提供希望者のうち一定の要件を満たすものについて、個別に、要請を実施することが必要です。

自宅提供希望者を公募する際の公募書としては別添「公募書」、自宅提供希望者が自治体に提出する申込書としては別添「申込書」、また、自治体が自宅提供者に発出する要請書としては別添「要請書」を活用することが考えられます。これらについては、自治体から委託を受けた者が、自宅提供希望者の公募を実施する場合でも同様の公募書、申込書又は要請書を活用することが考えられます。

ウ 「自宅」の範囲

事務連絡における「自宅」とは、個人が現に居住する施設のことを指します。その他の場合の取扱いについては、個別具体的な事情により異なりますので、旅館業法担当部署にご照会下さい。

なお、各自治体において、要請先の自宅提供希望者を選定する際に、施設の種類や設備等に関する一定の選定基準を設けることを排除するものではありません。

（参考）

体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設については、旅館業法に基づく営業許可を取得する際に必要となる構造設備が、旅館業法施行規則第5条に基づき大幅に緩和されていますので、イベントホームステイ（イベント民泊）のほか、当該特例制度の活用も御検討下さい。

3 イベントホームステイ（イベント民泊）を実施する際の留意点

(1) 自宅提供者及びイベントホームステイ（イベント民泊）実施状況の把握

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、自宅提供者に要請する際に、上記「2」「(4)」「イ」記載の方法を採るほか、イベントホームステイ（イベント民泊）実施期間終了後に、適宜、自宅提供者を対象とするアンケート調査を実施する等して、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施状況を適切に把握の上、関係部署、関係組織において十分に連携し、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生面、治安面に関する事故の予防に努めてください。

【具体的事例】

イベントホームステイ（イベント民泊）実施にあたり、各種トラブルに対しての具体的

な対策として、「トラブル発生時の対応方針の策定」、「チラシや HP を活用したトラブルを予防するための情報発信」といったものがみられます。

(2) 自宅提供者に対する研修の実施等

また、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、旅館業法担当部署や当該地域の旅館ホテル生活衛生同業組合等と連携して、事前に、自宅提供者向けの研修を実施したり、適宜、自宅提供者への要請書面、ホームページ、広報誌や自宅提供者に対する個別の案内書面等において、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に当たって留意すべき事項を周知しておくことが望まれます。

特に、下記〔留意すべき事項〕は、自宅提供者・宿泊者・近隣住民間のトラブルや、衛生、治安面に関する事故を予防するために重要であるため、研修等において、自宅提供者に周知、指導することが望まれます。

〔留意すべき事項〕

- ① 自宅提供者は、宿泊予約を受け付ける際は、宿泊者全員の氏名、住所、国籍及び旅券番号（日本国外に在住する外国人の場合に限る。）を確認し、保存すること。なお、仲介サイトを利用して宿泊者を募集する場合には、仲介事業者において上記の各情報を取得し、個人情報保護法等の法令を遵守した上で自宅提供者に情報を提供すること。
- ② 自宅提供者は、自宅の提供開始時（チェック・イン）及び終了時（チェック・アウト）には、宿泊者全員の本人確認を実施し、日本国外に居住する外国人の場合は、旅券により本人確認を実施した上でその写しを保存すること。
- ③ 自宅の提供に当たっては、必ずしも契約書面を作成する必要はないが、トラブルを防ぐため、宿泊日、宿泊料金、提供する部屋の内容（部屋面積、間取り、キッチン・トイレ・シャワールームの有無、施錠の可否、単独利用・共用の別、和室・洋室の別、その他宿泊サービスの提供に当たり重要な点）等の契約条件を明確にした上で宿泊者を募集すること。なお、仲介サイトを利用して宿泊者を募集する場合には、仲介事業者と適宜連携の上、これらの各事項を予約サイト上に明記すること。
- ④ 同一施設について、反復継続して、宿泊者を受け入れる場合には、旅館業法に基づく営業許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出が必要となり、営業許可又は届出なく宿泊者を受け入れた場合は、旅館業法違反となること（別添「民泊サービスと旅館業法に関する Q&A」参照）。
- ⑤ 状況に応じて、以下の衛生措置をとることが望ましいこと。
 - a. 施設の設備や備品等については清潔に保ち、ダニやカビ等が発生しないよう除湿を心がけ、清掃、換気等を行うこと。
 - b. 施設に循環式浴槽（追い炊き機能付き風呂・24 時間風呂など）や加湿器を備え

付けている場合は、『入浴施設におけるレジオネラ症防止対策』のパンフレットを参照するなど、適切に対応すること。

- ⑥ 自宅の提供に当たっては、必要に応じて、近隣住民や関係者（賃貸物件の場合の賃貸人等）に不利益が生じないように、予め、当該施設における騒音の防止やゴミ処理の方法等、施設の利用に当たり遵守すべき事項について宿泊者に説明、指導する等、必要な対応を採ること。
- ⑦ 住宅周辺の状況に応じ、災害時における宿泊者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、宿泊者に対して避難場所等に関する情報提供を行うことが望ましいこと。
- ⑧ 警察等からの要請に適切に協力すること。

(3) 自宅提供者に対する損害保険への加入勧奨

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、自宅提供者に対し、当該自宅におけるイベントホームステイ（イベント民泊）起因して、宿泊者や近隣住民等の第三者に損害が生じた場合に同損害を填補できる損害保険に加入するよう要請することが望まれます。適切な保険商品がない場合には、保険会社と連携するなどして、イベントホームステイ（イベント民泊）にかかる団体保険商品の組成についてもご検討いただきますようお願いいたします。

(4) 住民への説明及び苦情受付窓口の設置

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施しようとする自治体においては、イベントホームステイ（イベント民泊）が実施されることによる住民の不安を除去するため、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施すること、及びイベントホームステイ（イベント民泊）の概要について、ホームページや広報誌等において広く周知し、さらに、自宅提供者、宿泊者、近隣住民からの苦情・相談を受け付けられる苦情受付窓口を設置してください。

また、トラブル発生時に観光部署及び旅館業法担当部署等の関係部署、並びに警察署及び消防署等の関係組織が連携の上、速やかに対応できる体制を構築していただきますようお願いいたします。

(5) 仲介サイトの活用

イベントホームステイ（イベント民泊）を広く周知するとともに宿泊の予約受付を効率的に行うため、仲介サイトを活用することも考えられます。この場合においては、仲介サイトを運営する仲介事業者と自宅提供者とのやりとりが円滑に行われるよう、事前に、仲介事業者と必要な調整を行ってください。また、仲介サイトを活用する際は、イベントホームステイ（イベント民泊）を周知する自治体のホームページや広報誌等において、当該仲介サイトの該当部分のリンク先や仲介サイトの利用方法を記載することも考えられます。なお、仲介サイトを活用する際は、住宅宿泊事業法に基づく登録を受けた仲介業者や旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者が運営する仲介サイトの活用を推奨します。

【具体的事例】

自治体や観光協会のHPのほか、民泊仲介業者によるWEB広告や、SNSを利用した広告（Facebook 広告）による募集が行われた事例があります。

（6）実施状況の報告

イベントホームステイ（イベント民泊）を実施した自治体においては、その実施状況（イベント名・開催地・開催時期・開催日数・提供物件数・宿泊者数・延べ宿泊者数）を厚生労働省・観光庁担当窓口（連絡先：hqt-eventminpaku@gxb.mlit.go.jp）に報告してください。また、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施した自治体が旅館業の営業許可の権限を有しない市町村である場合には、都道府県（保健所設置市又は特別区）の旅館業法担当部局にも報告してください。

以 上

（本ガイドラインに関する照会先）

観光庁観光産業課

（代表電話） 03(5253)8111

（内線 27-313）

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生課

（代表電話） 03(5253)1111

（内線 2431、2437）

イベントホームステイ（イベント民泊）の活用に向けた作業フロー

（例）【自治体用】

	観光部署	旅館業法担当部署	警察署・消防署等
自治体における意思決定	① 多数の旅行者が見込まれるイベントの開催時に、宿泊施設の供給量（客室数）、来場者数の見込値、過去実績等から、 <u>宿泊施設が不足するかどうかを判断</u> 。 又は、ホームステイでの宿泊体験を通して、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点からイベントホームステイ（イベント民泊）の必要性を判断。		
	② 上記①の判断結果を踏まえ、旅館業法担当部署、警察署、消防署等（以下「関係部署」という。）と事前相談の上、 <u>イベントホームステイ（イベント民泊）の活用について自治体として意思決定</u> 。	イベントホームステイ（イベント民泊）の実施について事前相談。	イベントホームステイ（イベント民泊）の実施について事前相談。
自宅提供者への要請	③ ホームページ、広報誌等により、 <u>自宅提供希望者を公募</u> 。その際、「募集要件」等の記載事項や、自宅提供希望者が提出する <u>申込書の記載事項について、関係部署と事前相談</u> 。	募集要件や申込書記載事項の内容について事前相談。	募集要件や申込書記載事項の内容について事前相談。
	④ 自宅提供希望者から提出された申込書を審査し、 <u>要請先を決定</u> 。要請先の自宅提供者について、関係部署に情報共有。	要請先の情報共有。	要請先の情報共有。
	⑤ 自宅提供者に対する要請を実施。		
事前研修等	⑥ 関係部署（特に旅館業法担当部署）と連携して、 <u>自宅提供者に対する研修や、ホームページ・個別書面による注意事項の案内</u> を実施。	研修、注意事項案内について連携。	適宜連携。
イベント期間中	⑦ 苦情受付窓口を設け、関係部署と連携して、 <u>トラブル時に対応できる体制を構築</u> 。	トラブル時の対応体制の構築に協力。	トラブル時の対応体制の構築に協力。
イベント後	⑧ 自宅提供者にアンケート等を実施し、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施結果を把握。 イベントホームステイ（イベント民泊）の実施状況を報告。	アンケート結果の情報共有。 実施状況の把握。	アンケート結果の情報共有。

イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に向けた作業フロー

（例）【自宅提供者用】

自 宅 提 供 者	
申込書の提出	自治体による自宅提供希望者の公募案内に従い、<u>以下の観点等から、自宅が、旅行者の宿泊に適した施設であるかどうか確認。</u> ✓ 自宅を旅行者に貸し出す権原があるか（賃貸物件の場合、又貸しが禁止されていないか等）。 ✓ 旅行者が利用できるシャワー、トイレ、洗面設備等が室内又はその付近にあり、清潔な環境が維持されているか。清潔なりネンが提供できるか。 ✓ イベント民泊を実施することで、近隣住民（同一建物内の他の入居者等）や関係者（賃貸物件の場合の賃貸人等）に不利益が及ばないか。 ✓ その他、自治体が定める募集要件を満たすか。
	② 必要に応じ、近隣住民や関係者と事前相談。
	③ 以下の点を中心に、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に当たっての大まかな構想を練る。 ✓ 自宅の提供方法（住戸全体か、一部の部屋のみの提供か。提供時に在宅するか等） ✓ 宿泊者の本人確認、鍵の引渡しの方法。 ✓ 宿泊者の募集方法（仲介事業者を活用するかどうか）
	④ <u>上記「①」「②」について問題がないことを確認の上、自治体に申込書を提出。</u>
要請後の準備	⑤ 自治体からの要請を受けた場合、要請書面、ホームページ、広報誌等において周知されている<u>イベントホームステイ（イベント民泊）の実施に係る留意事項を確認、理解。</u>また、自治体において、<u>自宅提供者向けの研修が開催される場合、同研修に参加。</u>
	⑥ 上記「⑤」の研修を踏まえ、以下の点を中心に、詳細な構想を練る。 ✓ 宿泊料金等の契約条件 ✓ 宿泊者の本人確認、鍵の引渡しの方法 ✓ 旅券の写し等の記録の保存方法 ✓ 宿泊者の募集方法（仲介事業者を利用するかどうか） ✓ 受入れ前に必要な清掃や衛生対策
予約受付	⑦ 自ら、又は仲介事業者を介して、宿泊者の予約を受付。その際、宿泊者全員の氏名、住所、国籍及び旅券番号（日本国外に在住する外国人の場合）を確認することが望ましい。
イベント期間中	⑧ 宿泊者のチェックイン、チェックアウトの際、予約受付時に確認した宿泊者情報に照らし、宿泊者全員の本人確認を実施することが望ましい。
	⑨ 自宅提供中にトラブルがあれば、速やかに自治体の相談窓口や警察等に連絡すること。
イベント期間後	⑩ 自治体によるアンケート等に協力し、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施結果を報告。

●●●●年●月●●日
●●市[●●課]

[公印]

イベントホームステイ（イベント民泊）公募書

平素は観光振興に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、以下のとおり、イベントホームステイ（イベント民泊）に関する自宅提供者を公募いたしますので、自宅提供を希望される方につきましては、（HPなど）に掲載されております申込書に必要事項を記載の上、下記「イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署」までご提出をお願いします。

記

イベントの情報

項目	自治体記載欄（例）
イベントの名称	●●●●祭り
イベントの開催期間	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで
イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間（※）	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで
申込締切日	●●●●年●月●●日

（※１）イベントの開催期間の前後を含めて、イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間を定めることができます。

募集要件

項目（例）※	要件（例）
自宅提供者の権原	自宅提供者が、当該自宅について、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するための権原を有すること（賃貸借契約やマンション管理規約に違反しないこと）
自宅提供者の資格	自宅提供者が反社会的勢力に該当しないこと
対象地域	提供される自宅が〇〇市内にあること
宿泊者の募集方法	仲介業者の利用 仲介業者名：（株）イベントミンパク 仲介業者所在地：●●県●●市●●町●●丁目●番●号 仲介業者電話番号：●●-●●●●-●●●●

（※２）上記のほか、イベントホームステイ（イベント民泊）の開催に当たり、自宅提供者、当該自宅等が最低限備えておくべき条件について適宜ご記載ください。

（※３）自治体において募集要件の事実関係を直ちに確認することが困難な点については、イベントホームステイ（イベント民泊）が年に数回程度に限り実施されるものであり、宿泊者や近隣住民等の第三者に大きな不利益を生じさせるリスクが低いことに鑑み、原則として、自宅提供希望者から誓約書を求める等の方法（申請書にあらかじめ誓約してもらうべき事項を印字記載し、これを誓約したことの証として、本人の署名を求める等の方法が考えられます。）により確認することで足りると考えられます。

【別添】 公募書

イベントホームステイ（イベント民泊）当部署（お問い合わせ先）

項目	自治体記載欄（例）
自治体名	●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)

（※４）委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

以 上

イベントホームステイ（イベント民泊）申込書

平素は観光振興に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、●●●●年●月●●日に公募をした（イベント名）に関するイベント民泊について、自宅の提供を希望される方につきましては、本申込書に必要事項を記載の上、下記「イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署」までご提出をお願いします。

記

自宅提供者情報

項目	記載欄（例）
自宅提供者の氏名	旅 太郎
自宅提供者の住所	●●県●●市●●町●●丁目●番●号 ▲▲▲号室
電話番号	●●-●●●●-●●●●
自宅提供者が当該施設について有する権利、及び宿泊者に対する賃貸（または転貸）権原の有無	所有権、区分所有権、賃借権等

申込件情報

項目	記載欄（例）
提供する自宅の所在地（※1）	●●県●●市●●町●●丁目●番●号 ▲▲▲号室
提供する自宅のタイプ	戸建住宅、共同賃貸住宅、分譲マンション等
提供する客室及び定員数	〇〇室/△人
宿泊料金（予定）	●●円
チェックイン/チェックアウト	チェックイン 〇〇時 チェックアウト 〇〇時
自宅の提供方法及び範囲	住戸全体を提供するのか、一住戸内の一部の部屋を提供するのか等
自宅提供時に自宅に在宅する者がいる場合、その人数、その代表者の氏名及び電話番号	△人 在宅代表者名：旅 花子 電話番号：●●-●●●●-●●●●
当該自宅の所有者	自宅提供者本人等
当該自宅がマンションである場合、マンション管理組合の名称及び電話番号	マンション管理組合：イベントマンション管理組合 電話番号：●●-●●●●-●●●●

【別添】 申込書

(※1) 建物名・部屋番号がある場合には必ず建物名・部屋番号を記載すること

その他の情報

項目	記載欄 (例)
宿泊者の本人確認及び鍵の引渡し方法	本人確認方法：保険証による確認 鍵の引渡し方法：玄関先にて直接引き渡す
過去のイベントホームステイ（イベント民泊）実施実績	年月日：●●●●年●月●●日から●月●●日まで 開催イベント名：●●●●祭り 宿泊者数：△人

(※2) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

イベントホームステイ（イベント民泊）担当部署（お問い合わせ先）

項目	自治体記載欄 (例)
自治体名	●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●-●●●●-●●●●)

(※3) 委託先が公募する際は、自治体の問い合わせ先に加え、委託先の問い合わせ先もご記入ください。

(※4) 上記のほか、イベントホームステイ（イベント民泊）の開催に当たり、自宅提供者の同意事項等について適宜ご記載ください。

以上

●●●●年●月●●日
●●市[●●課]

[公印]

イベントホームステイ（イベント民泊）要請書（審査結果の通知）

平素より観光行政に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、イベントホームステイ（イベント民泊）に関する貴殿の申請を採択したため、下記のとおり、自宅提供を要請いたします。

記

要請物件情報

項目	自治体記載欄（例）
自宅提供者の商号、名称又は氏名	旅 太郎
電話番号	●●－●●●●－●●●●
対象物件の所在地（※）	●●県●●市●●町●丁目●番●号 マンション●● ▲▲▲号室

（※）建物名・部屋番号がある場合には必ず建物名・部屋番号を記載すること

イベントの情報

項目	自治体記載欄（例）
イベントの名称	●●●●祭り
イベントの開催期間	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで
イベントホームステイ（イベント民泊）の実施期間	●●●●年●月●●日から●●●●年●月●●日まで

要請書の発行元情報

項目	自治体記載欄（例）
自治体名	●●県●●市
部署名	●●課 (電話番号 ●●－●●●●－●●●●)

以 上

事務連絡
平成27年7月1日

各 〔都道府県〕
〔政令市〕 生活衛生担当課 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局生活衛生課

規制改革実施計画への対応について

平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画において、投資促進等分野や地域活性化分野への対応として、理容師法、美容師法及び旅館業法に関する規制の見直しについての対応が盛り込まれていますので、別添のとおり情報提供いたします。

今後、それぞれの内容に応じ、必要な法令改正や通知改正等行う予定としていますが、取り急ぎ、下記の点については、管下関係機関等への周知及び適切な対応につき御配慮願います。

なお、出張理美容の対象範囲等についての検討材料とするため、別紙による調査に御協力をお願いいたします。

記

1. 出張理美容が認められる「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」の中には、骨折した者や認知症の者が、そのことにより理容所、美容所に来ることができない場合も含まれること。
2. イベント開催時の旅館業法上の取扱いについては、「反復継続」に当たる場合には、旅館業法施行規則第5条第1項第3号による特例の対象として取り扱うこととなるが、年1回（2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらない。

なお、自治体の要請等に基づき、公共性が高いことを要件とする考え方であることから、開催地周辺の宿泊施設が不足することの確認や反復継続して行われていないことが確認ができるよう、自宅提供者の把握を行うことなどが求められる。

別添

事務連絡
令和元年12月25日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

イベント開催時の旅館業法上の取扱いについて

イベント開催時の旅館業法上の取扱いに関する照会事項への回答については、平成29年12月26日付事務連絡（『「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」に基づくイベント開催時の旅館業法上の取扱いについて』）の別添としてお示したところですが、今般、イベント民泊ガイドラインの改訂に合わせ、別添のとおり回答を更新しましたので、お知らせいたします。

貴課におかれては、内容を御了知の上、観光担当部局等の関係部署及び都道府県におかれては併せて管下市町村等への周知等についてご配慮願います。

<更新箇所>

「イベント民泊ガイドライン」を「イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）」に、「イベント民泊」を「イベントホームステイ（イベント民泊）」に修正し、合わせて表記を適正化。

イベント開催時の取扱いQ & A

番号	質 問	回 答
1	イベント民泊ガイドライン(イベントホームステイガイドライン)においては、旅館業法上の「業」に当たらないイベント開催時のケースとして、「年数回程度(1回当たり2～3日程度)」としているが、イベント開催期間が4日を超えるケースについては、旅館業法上の許可が必要となるのか。	イベント開催時の旅館業法上の取扱いについては、事務連絡でお示したケースに該当するものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないと解するものであり、お尋ねのケースについては、「反復継続」するものか否かを、個別のケースごとに判断することとなる。 したがって、一律に許可の要否をお答えすることはできないが、旅館業法上の規制が、主として公衆衛生の観点から行われているものであることにかんがみれば、宿泊者が入れ替わるか否かが、その規制の必要性判断における重要な要素であり、4日を超えるケースであっても、原則として同一人が継続して宿泊するのであれば、各自治体の旅館業法所管部署の判断により、「反復継続」性がないものとして、旅館業法上の許可を要しない扱いとすることも可能である。 ※ 昭和39年6月4日環衛第15号東京都衛生局長宛厚生省環境衛生課長回答参照。
2	年1回のイベントであるが、複数年にわたって行われるイベントにおいて、毎年、自治体が同一人に対し、自宅の提供を要請し、同一人の自宅において宿泊を受け入れる場合も、旅館業法上の「業」には当たらないと解してよいのか。	宿泊の受け入れが複数年にわたって繰り返される場合であっても、毎年、受け入れが年1回のイベント時に限られる場合には、「反復継続」して宿泊を提供するものではないと解されるので、お見込みのとおりである。
3	地域活性化の観点から、四季に応じた町おこしイベントの開催(四半期ごとに1回実施)を計画しているが、イベント会場周辺には宿泊施設が数軒しかなく、イベント規模に対応できるだけの宿泊施設の確保は困難であり、今後もホテル・旅館の開業予定もないため、イベント開催時に必要と考える受入数の確保は困難である。 町おこしイベント等の自治体が関与するイベントにあつては、公共性が非常に高く、当該地域の公衆衛生上の問題が生じさせない対応を講じることが可能と考えられるため、年に数回程度であれば旅館業法上の「業」に当たらないと解してよいのか。	お尋ねのケースについては、個別のケースごとに判断すべきものであり、一律に許可の要否をお答えすることはできないが、協力要請する自治体が宿泊施設が不足することや公衆衛生上の観点からの問題が生じない状況であることを確認し、かつ施設提供者が自治体からの要請以外には宿泊サービスを行わないことを担保する措置を講じている場合は、年数回程度であれば、旅館業法上の「業」に当たらない扱いとすることは可能と考える。

番 号	質 問	回 答
4	イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）においては、旅館業法上の「業」に当たらないイベント開催時のケースとして、「年数回程度（１回当たり２～３日程度）」としているが、年何回までが許容されるのか。	イベントホームステイ（イベント民泊）の場合、一般的な旅館業を営む場合と異なり、サービス提供者自らのサービス実施意欲だけではなく、地元自治体がイベント開催時の宿泊施設不足を解消するため、公的な立場から協力を求めることによってはじめて実施可能となる特殊性があるため、「多数の集客が見込まれるイベントの開催時に宿泊施設が不足する地域において、その不足を解消する」というイベントホームステイ（イベント民泊）の趣旨を十分に踏まえて実施される場合には、結果的に同一の住宅において、年に複数回実施されたとしても、実施期間中に宿泊者の入れ替わりがない態様で行われる限り、「旅館業」に該当しないものである。 上記の趣旨を十分に踏まえて実施される場合には、その回数は自ずと「年数回程度」と言える範囲にとどまるはずであり、実施の是非については、年に何回までなら大丈夫かということではなく、イベントホームステイ（イベント民泊）を実施するという判断が、上記の趣旨を十分に踏まえているか否かという観点で、考えるべきものである。 ただし、イベントホームステイ（イベント民泊）の本来の趣旨を逸脱し、いたずらに継続反復して実施されるような事態が常態化したとすれば、それは旅館業法違反となるものであるので、そのような懸念が生じないよう、必要に応じて都道府県（政令市又は特別区）の旅館業法担当部局に相談するなど、地域の関係者のご理解の下、円滑に実施いただくことが望ましい。
5	事務連絡において、旅館業法上の許可を不要とするケースとして認められている「公共性の高いもの」についての判断基準如何。当該イベントは自治体が主催している必要はあるか。	イベントを自治体が主催している必要は必ずしもなく、協賛や後援を行っているようなものも含まれ得る。また、イベントの内容自体が必ずしも公共性の高いものである必要もない。 「公共性の高いもの」の判断は、例えば、地域振興に資するなどの観点から、宿泊者受け入れのための自宅の提供を要請することの必要性を自治体として判断することとなるが、事務連絡でもお示ししているとおり、宿泊施設が不足することを自治体を確認し、かつ、宿泊者受け入れのための自宅の提供を要請することの必要性を自治体が判断し、要請することが必要である。
6	イベントを主催し、自宅の提供を要請しようとする自治体が旅館業の営業許可の権限を有しない市町村である場合、「公共性の高いもの」の判断は、当該市町村が行うのか。それとも、当該市町村を管轄する都道府県が行うことになるのか。	事務連絡でお示したようなケースに該当するものについては、「業」に当たらないものであるため、そもそも旅館業法の許可を要しないものであることから、一義的な判断はあくまで当該市町村が行うものである。 しかしながら、その運用内容等によっては、「反復継続するものとして、旅館業に当たる」と判断される可能性も考えられることから、適正な運営が図られるよう、都道府県の関係部署とは十分に連携を図り、必要な確認等が行われることが望ましい。
7	旅館業法上の許可を不要とする取り扱いが認められるためには、宿泊施設が不足することの確認や、自宅の提供の要請は、自治体自ら行う必要があるか。自治体からの委託を受けた業者が行う場合も認められるか。	最終的に、自治体において宿泊施設が不足することが確認でき、かつ、自宅の提供を要請することの必要性を自治体自らが判断することが担保された形で、お尋ねにある業務を業者に委託するのであれば、自治体が関与した「公共性の高いもの」として取り扱って差し支えない。

番 号	質 問	回 答
8	開催地周辺の宿泊施設が不足することの確認は、具体的な確認調査のようなものを行う必要があるのか。また、自治体から住民に対して行う自宅提供の要請は、例えば公示などの手続きをとる必要があるのか。	例えば、宿泊施設の供給量とイベント来場者見込み数との関係から、宿泊施設の不足が見込まれることを、自治体としてある程度客観的、合理的に説明できるのであれば、必ずしも具体的な確認調査のようなものまでを行う必要はない。 ただし、前年度に利用実績がなかった場合などについては、改めて宿泊施設の不足について、検証を行うことが望ましい。 また、自治体からの要請行為については、当該要請行為が、例えばホームページや広報誌で広く呼びかけられていたり、個別に文書による要請が行われているなど、当該行為が明確に確認できる形で行われているのであれば、その形式を問うものではない。
9	宿泊施設が不足することの判断は、どの程度のエリアを想定したものか。当該自治体エリア内には宿泊施設がないが、近隣自治体のエリアを含めると一定の宿泊施設の供給が確保できる場合はどうか。	イベント開催地の自治体の区域内だけで考えるのではなく、各地域の地理的状況や交通事情等を踏まえ、イベント開催会場から、イベント来場者が比較的移動が容易なエリア内を想定して、宿泊施設が確保できるか否かを判断することが適当である。
10	イベントホームステイ（イベント民泊）を行おうとする地域が広範囲になり、旅館業法の適用確認を行う自治体（旅館業法担当部局）が複数に跨る場合は、自治体ごとに旅館業法の許可を要しないことの確認が必要なのか。	地域が広範囲となる場合には、イベントホームステイ（イベント民泊）を行おうとする地域の自治体ごとにイベントホームステイ（イベント民泊）実施についての合意が得られていることが必要であり、実施に当たっての旅館業法の許可を要しないことの確認についても、管轄する自治体ごとに行う必要がある。
11	事務連絡において、「開催地の自治体の要請等により自宅を提供する」とあるが、この「等」にはどのような内容が含まれるのか。	「等」の内容としてどのようなものが考えられるのかについては、個別の事例により異なってくるものと考えているが、例えば、開催地の自治体と民間企業等が実行委員会を組織して公募する場合や、自治体から委託を受けた者が公募を行うことなどが考えられる。
12	事務連絡において、「自宅」とあるが、具体的にはどのような範囲を想定しているか。	「自宅」とは、住宅提供者が居住する施設のことを想定している。 なお、住宅提供者が所有するものに限られない。
13	事務連絡において、旅館業法上の許可を要しないと判断されるケースにおいても、宿泊を提供するものである以上は、一定の衛生措置が講じられる必要があると考えるが、どうか。	一定の衛生水準が確保されることが望ましいのはご指摘のとおりである。 自宅提供者および宿泊者が適切に把握されていることはもちろんのこと、自宅提供者に対する事前の研修を実施するなどにより、宿泊者を受け入れるに当たっての衛生管理上の注意事項などを周知しておくことが望まれる。

民泊サービスと旅館業法に関する Q & A

Q 1 旅館業とはどのようなものですか。

A 1 旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされています。そのため、「宿泊料」(Q 9 参照)を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けません。

なお、旅館業がアパート等の貸室業と違う点は、

- ①施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること、
- ②施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこととなります。

Q 2 旅館業の許可には、こういった種類のものがありますか。

A 2 旅館業法では、旅館業を次の3つに分類しています。

- ①旅館・ホテル営業：施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
- ②簡易宿所営業：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
- ③下宿営業：施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

Q 3 「民泊サービス」とは、どのようなものですか。

A 3 法令上の定めはありませんが、一般には、住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを指します。住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業の届出を行う場合や、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除くと、簡易宿所営業として旅館業法上の許可を取得して実施する場合が一般的です。

Q 4 個人が自宅の一部を利用して人を宿泊させる場合は、旅館業法上の許可が必要ですか。

A 4 個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Q 1 参照）には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 5 知人・友人を宿泊させる場合でも旅館業法上の許可は必要ですか。

A 5 旅館業に該当する「営業」とは、「社会性をもって継続反復されているもの」となります。ここでいう「社会性をもって」とは、社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為として行われるものであり、一般的には、知人・友人を宿泊させる場合は、「社会性をもって」には当たらず、旅館業法上の許可は不要と考えられます。「知人」「友人」と称していても、事実上広く宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させる場合は、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 6 インターネットを介して知り合った外国の方が来日した際に、自宅の空き部屋に泊まってもらいました。その際、お礼としてお金をもらいましたが、問題ないでしょうか。

A 6 日頃から交友関係にある外国の方を泊められる場合は、Q 5 の場合と同様と考えられます。ただし、インターネットサイト等を利用して、広く宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させ得る状態にある場合は、「社会性をもって継続反復されているもの」に当たります。このような場合で、宿泊料と見なされるものを受け取る場合は、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業の許可を受ける必要があります。

Q 7 営利を目的としてではなく、人とのコミュニケーションなど交流を目的として宿泊させる場合でも、旅館業法上の許可は必要ですか。

A 7 人とのコミュニケーションなど交流を目的とすることだけでは旅館業法の対象外とならないため、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Q 1 参照）には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 8 土日のみに限定して宿泊サービスを提供する場合であっても、旅館業法上の許可は必要ですか。

A 8 日数や曜日をあらかじめ限定した場合であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させる行為が反復継続して行われ得る状態にある場合は、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 9 「宿泊料」ではなく、例えば「体験料」など別の名目で料金を徴収すれば旅館業法上の許可は不要ですか。

A 9 「宿泊料」とは、名目だけではなく、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費などが含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です。

Q 10 旅館業法上の許可を受けないで、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を行った場合はどうなりますか。

A 10 旅館業法第 10 条では、許可を受けないで旅館業を営んだ者は、6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処することとされています。

Q11 旅館業法上の許可を受けるにはどうすればいいですか。

A11 使用する予定の施設の所在する都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）で申請の受付や事前相談等を行っています。

Q12 平成 28 年 4 月から規制緩和が行われ、「民泊サービス」の営業がしやすくなったと聞きましたが、どのような緩和が行われたのでしょうか。旅館業法上の許可を受けずにできるということでしょうか。

A12 「民泊サービス」の場合であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合（Q 1 参照）には、住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出を行うか、国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受ける場合を除き、旅館業法上の許可が必要です（Q 4 参照）。

平成 28 年 4 月の規制緩和により、簡易宿所営業の許可要件である客室延床面積（33 m²以上）の基準を改正し、一度に宿泊させる宿泊者数が 10 人未満の施設の場合には、宿泊者 1 人当たり面積 3.3 m²に宿泊者数を乗じた面積以上で許可を受けられることとしました。これにより、従来より容易に旅館業の営業許可を取得することができるようになっています。

営業許可の申請手続については、都道府県等の旅館業法担当窓口にご相談下さい。（Q11 参照）

Q13 「民泊サービス」を実施するため旅館業法上の許可を受けようとする場合は、自己所有の建物でなければならないのでしょうか。賃貸物件を転貸（いわゆる又貸し）することはできるのでしょうか。

A13 「民泊サービス」を実施するため旅館業法上の許可を受けようとする場合、ご自身の所有する建物を使用する場合と他者から建物を借り受けて実施する場合が考えられますが、いずれの場合でも営業許可を受けることは可能です。ただし、他者から建物を借り受けて営業を行う場合は、賃貸借契約において、転貸（又貸し）が禁止されていないことや、旅館業に使用することが可能となっていることを貸主や賃貸住宅の管理会社に確認いただく必要があります。

なお、賃貸借契約において、旅館業としての使用が可能な場合であっても、使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。また、建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります。詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相談下さい。

Q14 分譲マンションを所有しているのですが、空いている部屋を使って「民泊サービス」を実施することは可能でしょうか。

A14 分譲マンションの場合、通常はマンションの管理規約等で用途を制限しておりますので、管理規約等を確認いただく必要があります。また、トラブル防止の観点から事前に管理組合に相談されるなどの対応が望めます。なお、管理規約上は、旅館業（「民泊サービス」を含む。）としての使用が可能な場合であっても、使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。また、建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります。詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相談下さい。

Q15 「イベントホームステイ（イベント民泊）」というものがあると聞きましたが、どのようなものですか。

A15 いわゆる「イベントホームステイ（イベント民泊）」とは、年数回程度（1回当たり2～3日程度）のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれること又はホームステイでの宿泊体験を通して地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、イベント開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、旅館業法の営業許可を受けずに宿泊サービスが提供できることを指します。なお、イベントホームステイ（イベント民泊）については、「イベント民泊ガイドライン（イベントホームステイガイドライン）」を作成していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

(3) ハンセン病に関する正しい知識の普及について

健疾発第1119001号
健衛発第1119001号
平成15年11月19日

各

都	道	府	県
政	令	市	
特	別	区	

 衛生主管部（局）長 殿

ハンセン病に関する正しい知識の普及について

厚生労働省健康局疾病対策課長
厚生労働省健康局生活衛生課長

標記に関し、平成8年3月31日付け健医第110号厚生事務次官通知や「ハンセン病を正しく理解する週間」の実施等を通じ、ハンセン病に関する正しい知識の普及による、いわれなき差別や偏見の解消をお願いしているところでありますが、今般、熊本県において、ハンセン病療養所の入所者がホテルの宿泊を拒否されるという極めて遺憾な事例が発生いたしました。

ハンセン病については、飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではなく、旅館業法第5条第1号及び公衆浴場法第4条にいう「伝染性の疾病」には該当しません。この点について改めて営業者等への周知及び指導・監督方お願いするとともに、あわせて貴管下市町村、関係機関、関係団体等に幅広くハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を図り、このような事案が発生しないよう、一層の御尽力をお願いいたします。

7. 水道行政について

(1) 水道事業関係予算について

従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成 29 年度末で 39.3%と依然として低い状況にある。
- また、高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備された水道施設は、全国的に更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれる一方、運営基盤の弱い小規模事業者が多いことや、人口減少等により料金収入が減少していることから、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図る上で、広域化の推進等による運営基盤の強化が喫緊の課題となっている。
- これらの課題に対応するため、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備をより効果的に支援することを目的として、平成 26 年度補正予算で、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、支援策の充実を図ってきた。
- 平成 30 年 7 月豪雨や平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設^(※)の災害対応状況について緊急点検を行い、大規模な断水が生じるおそれがある施設のうち緊急に対策を講ずべきものとして、
 - ①停電によるもの：139 ヲ所
 - ②土砂災害によるもの：94 ヲ所
 - ③浸水災害によるもの：147 ヲ所が判明した。
- (※) 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設
- これを受けて、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（以下「緊急対策」という。）において、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じる恐れのある水道施設に対して、2020 年度までに
 - ・自家発電設備の設置等の停電対策

- ・土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策
- ・防水扉の設置等の浸水災害対策
- ・浄水場３％（供給能力ベース）、配水場４％（有効容量ベース）の耐震化
- ・基幹管路の耐震化のペースの加速

を実施することとした。

今後の取組

- 水道施設の整備に関する令和２年度予算案については、緊急対策の実施に必要な経費を含め、他府省計上分と合わせて、606 億円を計上している。

令和元年度補正予算案（214 億円）と令和２年度予算案を合わせた施設整備費の総額では 820 億円となっている。

- 令和元年度補正予算案においては、水道施設の停電・浸水災害・土砂災害対策（以下、「停電対策等」という。）の対象となっていない配水場やポンプ場について新たに対象とするとともに、配水支管について、地域防災計画に位置づけられていない学校や福祉施設等、公共性が高く社会的影響が大きい施設に配水するものを新たに対象とすることとしている。

また、令和２年度当初予算案における臨時・特別の措置においては、停電対策等の対象となる取水・浄水場について、これまで１事業者１施設に限ることとしていたものを、断水影響が２千戸以上など、影響が大きいものについては１事業者１施設に限らないこととする予定である。

- また、令和２年度当初予算案においては、生活基盤施設耐震化等交付金の支援策を拡充し、都道府県が行う人材育成のための事業や水道事業者が行う施設の統合整備事業について新たに財政支援を実施することで水道の基盤強化を図ることとしている。

（水道法改正等を踏まえた生活基盤施設耐震化等交付金の拡充）

①指導監督交付金の対象拡大

都道府県が行う以下の事業に要する経費に対して、財政支援を実施する。

- ・水道事業者等の人材育成のための研修事業
- ・小規模な水道事業者等に対する技術者派遣による O J T 事業

②事業の縮小に伴う施設の統合整備事業の創設

給水人口の減少等給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、水

道事業者等が行う配水池及び浄水場等の統合整備等を行う事業に対して財政支援を実施する。

- 東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、令和2年度予算案として、各自治体の復興計画において、令和2年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に81億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

- 今後依頼予定の令和元年度補正予算に関する要望書の提出にあたっては、今回限りの拡充措置であることを念頭に置いていただき、配水場やポンプ場における停電対策等の積極的な検討や管路の耐震化の加速につながる検討を速やかに進め、今般の予算を活用していただくよう、各関係者へ取組みを促していただきたい。
- 東日本大震災に係る災害復旧事業については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）において、復興・創生期間後においても事業が完了するまでの間、支援を継続することとされたが、住民の安全・安心の確保のために迅速に事業を完了させる必要があることから、引き続き早期の事業完了に向けた取り組みをお願いする。
- 生活基盤施設耐震化等交付金については、平成28年度から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなっていることから、水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靱な水道が構築されるよう、地域の実情に応じて弾力的に配分を行うなど、引き続き積極的な取組をお願いする。

（２）改正水道法について

従前の経緯

- 日本の水道は、98.0%（平成29年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。

- 厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成 25 年 3 月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。
- 加えて、制度的対応についても検討するため、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成 28 年 3 月 2 日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長通知）を発出した。さらに、平成 28 年 3 月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成 28 年 11 月 22 日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。
- 報告書を踏まえ、平成 29 年 3 月 7 日に、水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第 193 回通常国会に提出されたが、平成 29 年 9 月 28 日の衆議院の解散を受け審議未了により廃案とされた。
その後、平成 30 年 3 月 9 日に同法律案が再び閣議決定され、第 196 回通常国会に提出され、衆議院で審議・可決された後参議院に送付されたが、会期終了に伴い継続審議とされた。第 197 回臨時国会においては参議院で審議・可決された後衆議院に再送付され、同年 12 月 6 日に衆議院本会議で可決・成立し、12 月 12 日に公布、令和元年 10 月 1 日に施行された。
- 改正水道法の施行にあわせて、政省令を改正するとともに、国が定める水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定や、水道基盤強化計画の作成の手引き、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン、水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（以下「コンセッション方式に係るガイドライン」という。）、水道事業における官民連携に関する手引き（以下「官民連携の手引き」という。）等を作成・更新した。これらのうち、基本方針については水道事業の維持・向上に関する専門委員会において、また、コンセッション方式に係るガイドライン及び官民連携の手引きについては検討会を新たに設置して、有識者による議論を踏まえて策定した。
- また、平成 31 年 1 月 25 日「「水道広域化推進プラン」の策定について」（総財営第 85 号／生食発第 0125 第 4 号）により、都道府県知事に対し、令和 4 年度末までに「水道広域化推進プ

ラン」を策定することをお願いしているところである。

今後の取組

○ 令和元年 10 月 1 日に法施行を迎えたことから、水道の基盤強化のための地域懇談会や全国水道関係担当者会議等において改正法の趣旨を周知するとともに、改正水道法に基づく取り組みを進めることにより水道の基盤強化を図る。

都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれては、改正水道法及び関係政省令、平成 28 年 3 月 2 日の 2 つの通知、平成 31 年 1 月 25 日の通知、令和元年 9 月 30 日の施行通知、基本方針や各種手引き、ガイドラインを踏まえ、引き続き水道の基盤強化のために必要な対応をよろしく願います。
- ・水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
 - ・都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。加えて、令和 4 年度までの「水道広域化推進プラン」の策定やその内容を引き継いだ「水道基盤強化計画」の策定に努められたい。
- また、水道法の改正に関する HP や各種会議資料（水道技術管理者研修、全国水道関係担当者会議、水道の基盤強化のための地域懇談会等）、情報提供資料（平成 30 年 10 月 10 日付け「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について（再周知）」）に示した内容を参考に、取組を進めていただくようお願いする。

水道の基盤を強化するための基本的な方針
(令和元年厚生労働省告示第 135 号)

本方針は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）の目的である、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、法第五条の二第一項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、今後の水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の目指すべき方向性を示すものである。

第 1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

1 水道事業等の現状と課題

我が国の水道は、平成二十八年度末において九十七・九％という普及率に達し、水道は、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものとなっている。

一方で、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行しているとともに、耐震性の不足等から大規模な災害の発生時に断水が長期化するリスクに直面している。また、我が国が本格的な人口減少社会を迎えることから、水需要の減少に伴う水道事業等の経営環境の悪化が避けられないと予測されている。さらに、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進むなど、水道事業等は深刻な課題に直面している。

こうした状況は、水道事業が主に市町村単位で経営されている中であって、特に小規模な水道事業者において深刻なものとなっている。

2 水道の基盤の強化に向けた基本的な考え方

1 に掲げる課題に対応し、平成二十五年三月に策定された新水道ビジョンの理念である「安全な水の供給」、「強靱な水道の実現」及び「水道の持続性の確保」を目指しつつ、法に掲げる水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成等を図ることにより、水道の基盤の強化を図ることが必要である。

その際、地域の実情に十分配慮しつつ、以下に掲げる事項に取り組んでいくことが重要である。

- (1)法第二十二条の四第二項に規定する事業に係る収支の見通しの作成及び公表を通じ、長期的な観点から水道施設の計画的な更新や耐震化等を進めるための適切な資産管理を行うこと。
- (2)水道事業等の運営に必要な人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かし効率的な事業運営の観点から実施する、法第二条の二第二項に規定する市町村の区域を超えた広域的な水道事業間の連携等（以下「広域連携」という。）を推進すること。
- (3)民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進すること。

3 関係者の責務及び役割

国は、水道事業等において持続的かつ安定的な事業運営が可能になるよう、本方針をはじめとした水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。また、認可権者として本方針に即した取組が推進されるよう、水道事業者等に対して法に基づく指導・監督を行うよう努めなければならない。

都道府県は、市町村の区域を越えた広域連携の推進役として水道事業者等の間の調整を行うとともに、その区域内の水道の基盤を強化するため、法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画を策定し、これを実施するよう努めなければならない。また、認可権者として、本方針に即した取組が推進されるよう、水道事業者等に対して法に基づく指導・監督を行うよう努めなければならない。

市町村は、地域の実情に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

水道事業者等は、国民生活や社会経済活動に不可欠な水道水を供給する主体として、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。このため、水道施設の適切な資産管理を進め、長期的な観点から計画的な更新を行うとともに、その事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するなど、水道事業等の将来像を明らかにし、需要者である住民等に情報提供するよう努めなければならない。

民間事業者は、従来から、その技術力や経営に関する知識を活かし多様な官民連携の形態を通じて、水道事業等の事業運営に大きな役割を担ってきたところであり、必要な技術者及び技能者の確保及び育成等を含めて、引き続き、水道事業者等と連携して、水道事業等の基盤強化を支援していくことが重要である。

水道の需要者である住民等は、将来にわたり水道を持続可能なものとするためには水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な相応の財源確保が必要であることを理解した上で、水道は地域における共有財産であり、その水道の経営に自らも参画しているとの認識で水道に関わることが重要である。

第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

1 水道の強靱化

水道は、飲料水や生活に必要な水を供給するための施設であるため、災害その他の非常の場合においても、断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなり、かつ速やかに復旧できるよう配慮されたものであることが求められる。特に主要な施設の耐震性については、レベル2地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこととされ、当該地震動の災害時も含め法第五条の規定に基づく施設基準への適合が義務づけられている。し

かしながら、大規模改造のときまでは適用しない旨の経過措置が置かれており、現状の水道施設は十分に耐震化が図られていると言える状況にはなく、大規模な地震等の際には長期の断水の被害が発生している。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を行うことが重要である。

- (1)水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進め、できる限り早期に法第五条の規定に基づく施設基準への適合を図ること。
- (2)地震以外の災害や事故時の対応も含めて、自らの職員が被災する可能性も視野に入れた事業継続計画、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定すること。また、それらの計画やマニュアルを踏まえて、自家発電設備等の資機材の整備や訓練の実施、住民等や民間事業者との連携等を含め、平時から災害に対応するための体制を整備すること。
- (3)災害時における他の水道事業者等との相互援助体制及び水道関係団体等との連携体制を構築すること。

国は、引き続き、これらの水道事業者等の取組に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

2 安全な水道の確保

我が国の水道については、法第四条の規定に基づく水質基準を遵守しつつ適切な施設整備と水質管理の実施を通じた水の供給に努めてきた結果、国内外において、その安全性が高く評価されている。しかしながら、事故等による不測の水道原水の水質変化により、水質汚染が発生し、給水停止等の対応が取られる事案も存在しており、水道水の安全性を確保するための取組が重要である。

このため、水道事業者等においては、引き続き、法に基づく水質基準を遵守しつつ、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行うための水安全計画を策定するとともに、同計画に基づく施策の推進により、安全な水道水の供給を確保することが重要である。

国は、引き続き、これらの水道事業者等の取組に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

3 適切な資産管理

高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行している今日、水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図りつつ、水需要の将来予測等を含めた長期的な視点にたって、計画的に水道施設の更新を進めていくことが重要である。

しかしながら、水道事業者等の一部には、法第二十二条の三に定める水道施設の台帳（以下「水道施設台帳」という。）を作成していない者も存在する。また、水道施

設の現状を評価し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期を定める、いわゆるアセットマネジメントについても、小規模な水道事業者等において十分に実施されていない状況にある。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を行うことが重要である。

- (1)水道施設台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携や官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであり、適切に作成及び保存すること。また、記載された情報の更新作業を着実にを行うこと。さらに、水道施設台帳の電子化等、長期的な資産管理を効率的に行うことに努めること。
- (2)点検等を通じて水道施設の状態を適切に把握した上で、水道施設の必要な維持及び修繕を行うこと。
- (3)水道施設台帳のほか、水道施設の点検を含む維持及び修繕の結果等を活用して、アセットマネジメントを実施し、中長期的な水道施設の更新に関する費用を含む事業に係る収支の見通しを作成・公表するとともに、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進めること。
- (4)水需要や水道施設の更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じ、水の供給体制を適切な規模に見直すこと。その際、中長期的な水道施設の更新計画については、水の供給の安定性の確保、災害対応能力の確保並びに費用の低減化の観点の他、都道府県や市町村のまちづくり計画等との整合性を考慮し、バランスの取れた最適なものとする。

国は、引き続き、これらの水道事業者等の取組に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対し、水道事業等を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するためには、事業の健全な経営を確保できるよう、財政的基盤の強化が必要である。

一方で、独立採算が原則である水道事業にあって、現状においても、水道料金に係る原価に更新費用が適切に見積もられていないため水道施設の維持管理及び計画的な更新に必要な財源が十分に確保できていない場合がある。

こうした中で、将来にわたり水道を持続可能なものとするためには、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を、原則として水道料金により確保していくことが必要であることについて需要者である住民等の理解を得る必要がある。その上で、長期的な観点から、将来の更新需要を考慮した上で水道料金を設定することが不可欠である。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

- (1)長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定すること。その上で、概ね三年から五年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと。
- (2)法第二十二条の四の規定に基づく収支の見通しの作成及び公表に当たって、需要者である住民等に対して、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道事業等の将来像を明らかにし、情報提供すること。その際、広域連携等の取組が実施された場合には、その前提条件を明確化するとともに、当該前提条件、水道施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と、水道料金との関係性の提示に努めること。

国は、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な簡易水道事業者等、経営条件の厳しい水道事業者等に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠である。しかしながら、水道事業者等における組織人員の削減等により、事業を担う職員数は大幅に減少するとともに、職員の高齢化も進み、技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保が課題となっている。

水道事業等を経営する都道府県や市町村においては、長期的な視野に立って、自ら人材の確保及び育成ができる組織となることが重要である。

さらに、水道事業者等の自らの人材のみならず、民間事業者における人材も含めて、事業を担う人材の専門性の維持及び向上という観点も重要である。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

- (1)水道事業等の運営に必要な人材を自ら確保すること。単独での人材の確保が難しい場合等には、他の水道事業者等との人材の共用化等を可能とする広域連携や、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保を可能とする官民連携（官民間における人事交流を含む。）を活用すること。
- (2)各種研修等を通じて、水道事業等の運営に必要な人材を育成すること。その際、専門性を有する人材の育成には一定の期間が必要であることを踏まえ、適切かつ計画的な人員配置を行うこと。さらに、必要に応じて、水道関係団体や教育訓練機関において実施する水道事業者等における人材の育成に対する技術的な支援を活用すること。

国は、こうした水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行うことが重要である。

都道府県は、その区域内における中核となる水道事業者等や民間事業者、水道関係団体等と連携しつつ、その区域内の水道事業者等の人材の育成に向けた取組を行うほか、必要に応じ人事交流や派遣なども活用して人材の確保に向けた取組も行うことが重要

である。

第5 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項

市町村経営を原則として整備されてきた我が国の水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多い。人口減少社会の到来により水道事業等を取り巻く経営環境の悪化が予測される中で、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするためには、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進が重要である。

広域連携の実現に当たっては、連携の対象となる水道事業者等の間の利害関係の調整に困難を伴うが、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化や施設の共同化、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十六の二に定める事務の代替執行等様々な形態があることを踏まえ、地域の実情に応じ、最適な形態が選択されるよう調整を進めることが重要である。

このため、都道府県は、法第二条の二第二項に基づき、長期的かつ広域的視野に立って水道事業者等の間の調整を行う観点から、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

- (1)法第五条の三第一項の規定に基づく水道基盤強化計画は、都道府県の区域全体の水道の基盤の強化を図る観点から、区域内の水道事業者等の協力を得つつ、自然的社会的諸条件の一体性等に配慮して設定した計画区域において、その計画区域全体における水道事業等の全体最適化の構想を描く観点から策定すること。なお、都道府県による広域連携の推進は、市町村間のみの協議による広域連携を排除するものではなく、また、都道府県境をまたぐ広域連携を排除するものではないこと。
- (2)都道府県の区域全体の水道の基盤の強化を図る観点からは、経営に関する専門知識や高い技術力等を有する区域内の水道事業者等が中核となって、他の水道事業者等に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うことが重要である。そのため、当該中核となる水道事業者等の協力を得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の水道の基盤を強化する取組を推進すること。
- (3)法第五条の四第一項の規定に基づき、広域的連携等推進協議会を組織すること等により、広域連携の推進に関する必要な協議を進めること。

市町村は、水道の基盤の強化を図る観点から、都道府県による広域連携の推進に係る施策に協力することが重要である。

水道事業者等は、法第五条の四第一項に規定する広域的連携等推進協議会における協議への参加も含め、水道の基盤の強化を図る観点から、都道府県による広域連携の推進に係る施策に協力するとともに、必要に応じて官民連携の取組も活用しつつ、地域の実情に応じた広域連携を推進することが重要である。

国は、引き続き、広域連携の好事例の紹介等を通じて、そのメリットをわかりやすく説明するなど、都道府県や水道事業者等に対して広域連携を推進するための技術的な援助を行うことが重要である。その際、国は、必要に応じて、水道事業者等の行う広域連携の取組に対する財政的な援助を行うものとする。

第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

1 官民連携の推進

官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つである。

官民連携については、個別の業務を委託する形のほか、法第二十四条の三の規定に基づく水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託（以下「第三者委託」という。）、法第二十四条の四に規定する水道施設運営等事業など、様々な形態が存在することから、官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要である。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

- (1)水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施すること。
- (2)第三者委託及び水道施設運営等事業を実施する場合においては、法第十五条に規定する給水義務を果たす観点から、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、民間事業者に対する適切な監視・監督に必要な体制を整備するとともに、災害時等も想定しつつ、訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施すること。

国は、引き続き、水道事業者等が、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施できるよう、検討に当たり必要な情報や好事例、留意すべき事項等を情報提供するなど、技術的な援助を行うことが重要である。その際、国は、必要に応じて、水道事業者等の行う官民連携の導入に向けた検討に対して財政的な援助を行うものとする。

2 水道関係者間における連携の深化

水道による安全かつ安定的な水の供給は、水道事業者等のほか、指定給水装置工事事業者、登録水質検査機関をはじめとした多様な民間事業者等が相互に連携・協力する体制の下で初めて成立しているものであり、これらの関係者における持続的かつ効果的な連携・協力体制の確保が不可欠である。

その中でも、水道事業者と需要者である住民等の接点となる指定給水装置工事事業者は、必要に応じ技能向上を目的とした講習会等への参加など、自らの資質向上に努めつつ、水道事業者と密接に連携して、安全かつ安定的な水道水の供給を確保する必要がある。

また、水道において利用する水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、安全で良質な水の確保、水の効率的な利用等に係る施策について、国、都道府県、市町村、水道事業者等及び住民等の流域における様々な主体が連携して取り組むことが重要である。

3 水道事業等に関する理解向上

水道の持続性を確保するための水道の基盤の強化の取組を進めるに当たっては、需要者である住民等に対して、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を原則水道料金により確保していくことが必要であることを含め、水道事業等の収支の見通しや水質の現状等の水道サービスに関する情報を広報・周知し、その理解を得ることが重要である。

このため、水道事業者等は、需要者である住民等がこうした水道事業等に関する情報を適時適切に得ることができるよう、そのニーズにあった積極的な情報発信を行うとともに、需要者である住民等の意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、水道は地域における共有財産であるという意識を醸成することが重要である。

また、国及び都道府県においても、水道事業等の現状と将来見通しに関する情報発信等を通じて、国民の水道事業等に対する理解を増進するとともに、国民の意見の把握に努めることが重要である。

4 技術開発、調査・研究の推進

水道における技術開発は、従来から、水道事業者等、民間事業者、調査研究機関、大学等の高等教育機関が相互に協力して実施してきた。技術開発については、水道事業者等において需要者である住民等のニーズに応える観点から技術的な課題や対応策を模索する一方、民間事業者等においてはこうしたニーズを的確にとらえ、新たな技術を提案することなどにより、更に推進していくことが重要である。

また、ICT等の先端技術を活用し、水道施設の運転、維持管理の最適化、計画的な更新や耐震化等の効果的かつ効率的な実施を可能とするための技術開発が望まれる。

さらに、調査研究機関、大学等の高等教育機関や民間事業者等において、水道の基盤の強化に資する浄水処理、送配水及び給水装置等に係る技術的課題や水道事業の経営等水道における様々な課題に対応する調査・研究を推進することが重要である。

水道事業者等は、こうした技術開発、事業の経営等を含めた調査・研究で得られた成果を積極的に現場で活かし、事業の運営を向上させることが重要である。

国は、こうした水道事業者等、民間事業者、調査研究機関、大学等の高等教育機関等による技術開発及び調査・研究を推進するとともに、それらの成果を施策に反映するよう努めることが重要である。